

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21
JAPAN
Tatuma

3029

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

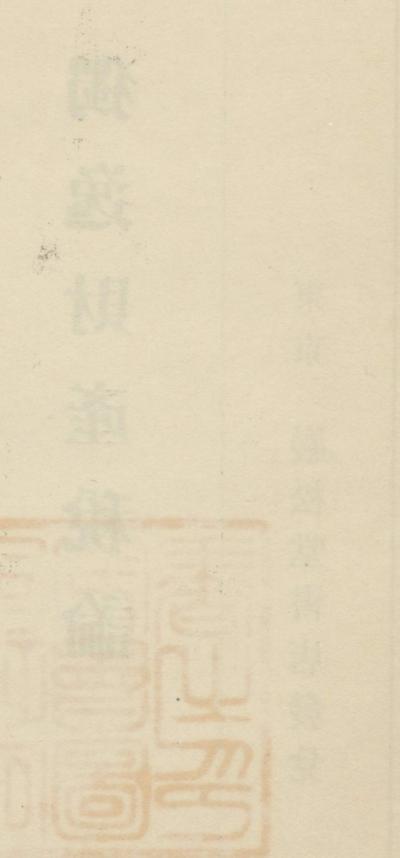
群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) 3008番

國政研究會編

獨逸財產稅論



東京 嶺松堂書店發兌



編者緒言

財産税は我國に於ても既に屢々問題となつた事がある。其の實行は稅制改革に俟つべきものであるが、何れにせよ財産税實行に際しての困難は、財産の捕捉と評價にある。この點獨逸の財産税は必ずしも完璧たらずと雖も、以て他山の石と爲すに足る。

本解説に際して財産税についてはグッテンターケ法令叢書の Dr. Richard Arens の解説により、評價法については同叢書の Max Renzi の解説によつた。尙ほ附錄として「財産税法(一九三四年十月十六日)」、「聯邦評價法(一九三四年十月十六日)」、「建物アル土地ノ評價ニ關スル命令(一九三四年十一月十日)」及び「土地評價法(一九三四年十月十六日)」の邦譯を添附した。右の「土地評價法」は一般租稅の公平を期する上からのみならず、農業政策及び不動産金融の方面よりも注

獨逸財產稅論

目すべきものなる故参考のため邦譯したのである。

昭和十年十一月三日

國政研究會編

二

目次

編者緒言

第一章 獨逸の財產稅の概念	一
第二章 獨逸の財產稅の歴史	三
第三章 新財產稅法	六
第一節 納稅義務者	六
第一 無制限納稅義務者	七
い、無制限納稅義務を負ふ自然人	九
ろ、無制限納稅義務を負ふ法人及びその他の團體	十
第二 制限付納稅義務者	一〇
い、制限付納稅義務を負ふ自然人	一〇

目次

一

目 次

ろ、制限付納稅義務を負ふ法人及びその他の團體	一〇
特定のもの及び免除額控除の結果として生ずるもの	一一
第二節 免稅者	一一
算定の基礎	一一
第三節 算定の基礎	一一
第一 財產の種類	一三
第二 評價原則	一三
い、經濟單位	一四
ろ、單位價值	一五
第三 農林業財產	一六
い、農業經營	一六
a、農業財產の概念	一七
土地、建物、經營手段、副業經營及び特別耕地	一八
b、農業經營の評價	一九
第四 土地財產	二〇
い、土地財產の概念	二〇
土地の構成部分及び從物、機械及び他の施設、主觀的・物的權利、主觀的・物的營業權、永小作權及び土地類似權、土地類似營業權、他人の土地上の建物	二一
ろ、土地の評價	二二

目次

四

a、建物なき土地の評價

一般價值

b、建物ある土地の評價

(イ) 建物ある土地の下位分類

1、貸家地

2、營業地

3、混合利用地

4、一家族家屋

5、自第一號至第四號に該當せざる建築物ある土地

(ロ) 建物ある土地の評價方法

年租賃料、一般價值、區域分類、年租賃料の倍加による土地の

價值算出

第五 营業財產

(1) 概念

三

(2) 营業

三

(3) 自由職業

三

(4) 法人及びその他の團體の營業財產

四

(5) 營業用土地とその評價

四

(6) 營業權とその評價

四

(7) 營業負債と積立金

四

(8) 營業財產の評價

四

第六 其の他の財產

(1) 概念

五

(2) 評價

五

(3) 有價證券及び持分の評價

五

第七 全財產

(1) 概念

五

(2) 價値の算定

五

第八 國内財產

第四節 稅額算定

目次

五

- (1) 自然人に對する免除額 雷
(2) 法人及びその他の團體に對する最低課稅と課稅限界 毛
(3) 納稅義務財產 丟
(4) 稅率 空
(5) 包括課稅 空

第五節 財產稅の査定期間及び期日

- (1) 本査定 空
(2) 再査定 空
(3) 追加査定 空

第四章 財產稅法(正文)

空

第五章 聯邦評價法(正文)

空

第六章 建物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

一元

第七章 土地評價法(正文)

一五

獨逸財產稅論

—其解說並に正文—

第一章 獨逸の財產稅の概念

或る財產又は或る財產の一部の價値に應じて徵收される租稅は、その徵收が繼續的たると一時的たるとを問はず、又反復される一定の事象に際して徵收されるとを問はず、之を廣義の財產稅と看做し得る。之等の廣義の財產を更に分ければ、全財產より徵收される租稅と、一定の部分財產より徵收される租稅とすることが出来る。前者には舊補充稅、國防稅、現在の財產稅、相續稅

等を數へ得べく、後者は或人の他の財産及びその財産の上に存在する債務を顧慮せずして一定の財產部分を課稅の基礎とするもの、例へば地租及び營業資本稅がある。財產稅の課稅方法よりみれば、それが財產に對する侵害となるもの、換言すれば租稅が實體から徵收される實質的財產稅と、財產そのものにあらずして財產から生ずる收入に前以て課稅する名目的財產稅とがある。

獨逸の財產稅は全財產より徵收せられる繼續的、名目的租稅である。

第一章 獨逸の財產稅の歴史

獨逸に於て聯邦が繼續的財產稅を徵收することになつたのは、一九二二年四月八日の財產稅法によつたのが最初のことであつた。それ以前に聯邦は一時的財產稅として大戰中三回財產稅を徵收したことがあつた。一九二二年の法律はインフレーションのために實行に至らず、一九二三年の査定は中止された。そこで一九二四年には貨幣價值安定のために舊評價規定及び稅率規定はもはや使用し得ないことゝなつたので、一九二三年の十二月九日及び一九二四年の二月十四日の第二次及び第三次租稅令によつて、一九二四年の査定を暫定的に行ふことゝした。この改革は金マルクを以て査定を行つたものであり、新評價規定及び新稅率規定を含むものであつた。

一九二五年に聯邦租稅法が改革され、それによつて一九二五年八月十日の財產稅法は同日の聯邦評價法と共に公布された。以來財產稅法は納稅義務財產の範圍及び評價に關する規定をもはや含まざるやうになり、之等に關する規定は聯邦評價法に含まれることゝなつた。そして財產稅法は納稅義務者、納稅免除、稅率、租稅の査定及び徵收を規定するに過ぎなくなつた。

一九二五年のこの法律に従つて、一九二五年一月一日に評定された単位價値を規準として、一九二五年及び一九二六年兩暦年度に對する査定が行はれ、尙ほ一九二七年から一九三〇年まではこの法律によつて査定が行はれた。

然るに一九三〇年十二月一日の「經濟及財政確保ノタメノ大統領令」によつて、財產稅法は大改革を受け、一九三一年五月二十二日の財產稅法として公布された。其の他一九三二年五月十二日、一九三三年三月十八日及び一九三四年一月十三日に命令が公布されたが、之等は何れも一九三一年以來經濟恐慌のために生じた財產の價値減少に應じて、財產稅額を減少せしめるものであつた。

而して一九三四年十月十六日にヒトラー内閣は幾多の租稅法を改革し公布したが、その際「租稅適應法」の第四十二條によつて、一九三二年五月十二日の命令はその効力期間を一九三五暦年度の財產稅徵收まで延長された。

そこで一九三六年四月一日より新財產稅法によつて徵收されることとなつたが、此の新財產稅法は舊財產稅法と比較して各種の點に於て可成り相違してゐる。特に注目されるのは、國民社會主義の人口政策上の要求及び經濟政策上の要求が實現されてゐることゝ、例へば稅率の構成とか

稅額査定に關する規定の改正とかによる租稅法の簡易化とかである。

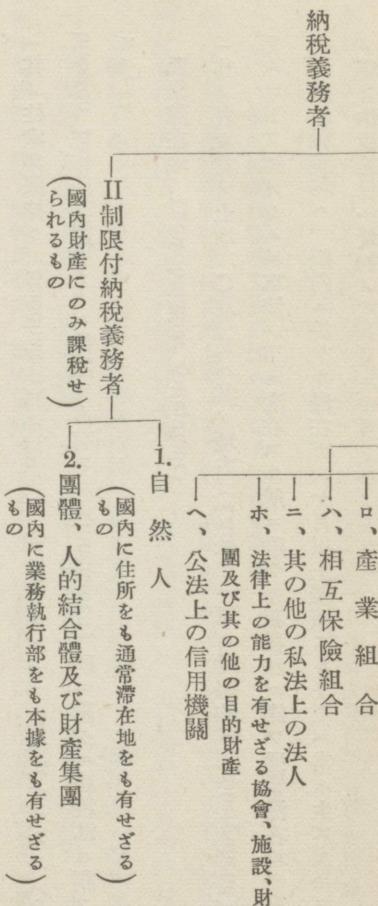
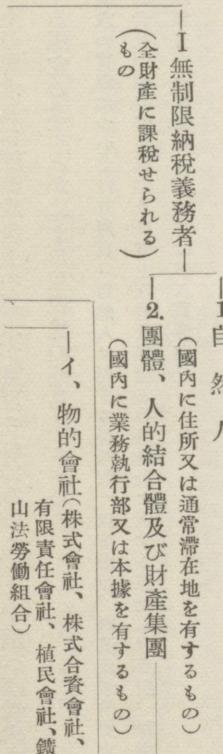
(人口政策的 requirement の實現については五四頁「自然人に對する免除額」以下参照、經濟政策的 requirement の實現については九頁物的會社の組織變更獎勵及び五七頁最低課稅と物的會社に對する課稅限界参照、稅率については五九頁參照、稅額査定の簡易化については五八頁參照。)

第三章 新財產稅法

第一節 納稅義務者

法律は財產稅納稅義務者を分けて、その全財産を以て無制限納稅義務に服する者(第一條)と、その納稅義務は單にその財産の一部、即ち國內財產に及ぶに過ぎない所の制限付納稅義務者(第二條)とする。

之を表示すれば次の如くである。



第一 無制限納稅義務者

無制限納稅義務者はその全財産を以て財產稅の納稅義務を負ふことは上述の如くであるが、之は更に自然人と法人及びその他の團體に分けられる。

(い) 無制限納稅義務を負ふ自然人

新財產稅法

國內にその住居を有するか又は通常滯在地を有する自然人は總べて無制限納稅義務者である。從つて之は國籍を標準とする分類ではない。

獨逸の租稅法に謂ふ住居及び通常滯在地とは「租稅適應法（一九三四年十月十六日）（Steueranpassungsgesetz」が次の如く定義してゐる。

住居（Wohnsitz）

「其ノ住家ヲ保持シ（beibehalten）、利用スル（benutzen）コトヲ推定セシムル（darauf schlieszen lassen）事情ノ下ニ住家ヲ占有スル（innehaben）所ニ誰デモ租稅法ニ謂フ住居ヲ有ス。」

通常滯在地（gewöhnlicher Aufenthalt）

「其ノ者ガ其ノ土地（Ort）又ハ其ノ地方（Land）ニ單ニ通過的（vorübergehend）ニ滯留セザルコトヲ認メシムル事情ノ下ニ滯在スル所ニ誰デモ租稅法ニ謂フ通常滯在地ヲ有ス、但シ無制限納稅義務ハ、國內ニ於ケル滯在ガ六ヶ月以上繼續スルトキハ常ニ生ズルモノトス。此ノ場合納稅義務ハ最初ノ六ヶ月ニモ及ブモノトス。」

尙ほ外國官吏は、その俸給を支拂ふ國內の公的金庫が所在する土地に通常滯在地を有するものとして取扱はれる。

（v）無制限納稅義務を負ふ法人及びその他の團體

國內に其の業務執行部又は本據を有する團體、人的結合體及び財產集團の大部分は財產稅無制限納稅義務を有する。業務執行部及び本據とは「租稅適應法（一九三四年十月十六日）」に次の如く定義してゐる。「租稅法ニ謂フ業務執行部（Geschäftsleitung）」トハ業務上ノ總指導ノ中心トス。又「團體、人的結合體又ハ財產集團ハ會社定款、組合定款、財團規約其ノ他ニヨリ定メタル土地ニ租稅法ニ謂フ本據ヲ有ス。斯ル規定ヲ缺クトキハ業務指導部ガ所在スルカ又ハ管理ガ行ハル、土地ヲ本據ト看做ス」。次に團體、人的結合體及び財產集團とは、法人たる財團法人及び社團法人のみを指すのみでなく、廣く法律上の能力を有せざる組合、協會其の他の集團をも指すものであり、それは六頁の表に示す如きものである。物的會社（Kapitalgesellschaft）ハ人的會社（Personalgesellschaft）に對する言葉であるが、ヒトラー政府は所謂「指導者原理」（Führerrinzip）を經濟界にも導入し、物的資本を基礎とする物的會社組織を排斥してゐる。そして之を人的要素が

重要基礎をなす合名會社とか合資會社とかの人的會社に組織變更せしめようとしてゐるが、後にも述べる如く財產稅の課稅の點からも物的會社には重く人的會社には輕くしてゐる。而して人的會社は法人として財產稅の納稅義務を有せず、法人として有する財產は社員の持分に應じ社員の財產として課稅せられることとなつてゐる。

無制限納稅義務は、その財產が國內にあると外國にあるとを問はず、その有する全財產に及ぶものである。全財產につきては五二頁以下参照。従つて財產稅法に謂ふ無制限納稅義務及び制限付納稅義務とは國籍上よりする區別ではなくして、自然人につてはその住所又は通常滯在地、法人及びその他の集團につてはその業務執行部又は本據が國內に存するか國外に存するかによる區別である。

第二 制限付納稅義務者

- (1) 國内にその住居をも通常滯在地をも有さざる自然人及び、
- (2) 國内にその業務指導部をもその本據をも有さざる團體、人的結合體及び財產集團は、財產稅の制限付納稅義務を負ふものである。

而してその納稅義務は、之等のものが國內に有する財產のみに限られる。國內財產につきては五四頁参照。

第一節 免 稅 者

財產稅よりの免稅者には始めから特定されてゐるものと、免除額控除の結果として生ずるものとがある。

前者は財產稅法第三條に示す如きものである。即ち、ライヒスバンク、地代銀行 (Rentenbank)、地代銀行信用會社 (Rentenbank-Kreditanstalt)、及び聯邦、州、自治體、自治體聯合又は目的聯合が持分を有する企業であつて、その收益が専ら之等の團體に流入する如き企業はそれが信用機關でないときは、財產稅の納稅義務を免除されてゐる。尙ほ州立銀行にして、州の經濟上の使命を果してゐるもの及び本來の意義の貯蓄取引の獎勵に用ひられてゐる貯蓄金庫も免除されてゐる。本來の意義の貯蓄取引とは如何なるものを云ふか本法には規定されてゐない。恐らく之は最近に於て定義されるであらう。その他公益、慈善又は教會の目的のために設立されてゐる團體

は、財產稅を免除されてゐる。其の他につきては財產稅法第三條六九頁参照。之等の免除は、制限付納稅義務者に對しては與へられない。

尙ほ一一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財產を有する未婚者、二一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財產を有する有配偶者、三一、〇〇〇ライヒスマルク以下の全財產を有する子供一人を持つ者等は廣い意味の免稅者である。之については五四頁「自然人に對する免除額」参照。

第三節 算定の基礎

財產稅の稅額査定に際して算定の基礎となるものは、無制限納稅義務者にあつては全財產、制限付納稅義務者にあつては國內財產である。全財產とは如何なるものか、國內財產とは如何なるものか、又それらは如何にして之を評價するかに就いては、財產稅法には規定されずして、聯邦評價法に規定されてゐる。聯邦評價法の第一章自第一條至第十七條の一般的評價規定は、各租稅法又は同法の第二章以下に別に規定せられてゐない限り、聯邦、州、自治體及び公法上の宗教組合の租稅に適用されるものであり、同法の第二章が財產稅に適用されるものである。

従つてこゝで暫く財產稅法と分れ、聯邦評價法によることとする。

第一 財産の種類

財產稅に謂ふ財產には四つの種類がある。表示すれば次の如くである。

- 1、農林業財產 (das land- und forstwirtschaftliche Vermögen)
 - 1、農業財產 (das landwirtschaftliche Vermögen)
 - 2、林業財產 (das forstwirtschaftliche Vermögen)
 - 3、葡萄栽培業財產 (das Weinbauvermögen)
 - 4、園藝業財產 (das gärtnerische Vermögen)
- 5、其の他の農林業財產 (das übrige land- und forstwirtschaftliche Vermögen)
- 2、土地財產 (das Grundvermögen)
- 3、營業財產 (das Betriebsvermögen)
- 4、其の他の財產 (das sonstige Vermögen)

第二 評價原則

財產の評價方法は財產の種類を異にするに従つて相違する。之を理解するためには次の如きものゝ概念を把握しなくてはならない。

(i) 經 濟 単 位 (Wirtschaftliche Einheit)

個々の經濟財貨を分離して評價することが規定されてゐない限り、各經濟單位はそれ自身之を評價し、その價值を全體として決定することが、最高且つ最も重要な評價原則である。經濟單位とは經濟的に互に組合はされてゐる經濟財貨の總體である。例へば、或る農業經營に所屬する農具と耕地とは、其の他の經濟財貨と共に組合はされて一つの農業經營を成するものであつて、この場合その農業經營は一つの經濟單位である。従つてこの農業經營の財產は田畠の如き不動產、農具、牛馬等の如き動產に分離されて評價されずして、一つの經濟單位を成すものとして、全體として評價される。經濟單位の限界は取引の觀點から決定され、その際地方的慣習、實際上の常習及び個々の經濟財貨の經濟上の組合せ等を顧慮する。

従つて或る農家が例へば市街地に土地を有しその上に建物を有して之を賃貸してゐる場合もあり得るが、斯る場合この土地及び建物は農業經營と云ふ一つの經濟單位の部分を成すものとは看

做されない。却つて之は獨立の經濟單位と看做される。又例へば農家が有價證券を有する場合にそれは必ずしも農業經營と云ふ經濟單位の部分を成すものではない。法律は寧ろ農業經營の有する有價證券は之を農業經營に所屬する財產と分離してゐる。

斯くの如く各經濟單位を成すものを一括して評價すると云ふことが獨逸の財產稅の評價方法の最高原則であり、且つこの點に財產稅實行に伴ふ財產の評價及び捕捉の困難を救ふものがあらう。

(ii) 單 位 價 值 (Einheitswert)

經濟單位がそれ自身有する價值が單位價值である。例へば農業經營は土地、建物、農具等の動產及び不動產を有するものではあるが、こゝでは動產の價值とか不動產の價值とかをそれべく分離しては間はない。寧ろ農業經營と云ふ一つの經濟單位を全體として評價し、その價值を算定する。斯くの如くそのものが經濟單位として算定された價值が單位價值である。

この單位價值を算定するため農業財產にあつては収益價值 (Ertragswert)、營業財產にあつては部分價值 (Teilwert) を以てし、土地財產にあつては又特別の算定方法を用ふる。

之等の價値が如何なるものかは、それゝの財產の評價方法の項に於て參照せられたい。

第三 農林業財產

農林業財產は前記の表に示す如く更に五つに分たれる。今その各々につきその概念及び評價方法を述ぶれば次の如くである。

(い) 農業經營

a、農業財產の概念

農業財產の概念については聯邦評價法の第二十九條に規定されてゐる。即ち、農業經營と云ふ一つの經濟單位を構成する總べての部分は何れも農業財產に屬する。農業經營と云ふ經濟單位の部分を成すものは、特に土地、建物、固定及び流通經營手段、副業經營及び特別耕地である。

農業經營の土地には先づ畑、草刈場、牧場等の如き農業上に利用されてゐる土地がある。其の他農家の住家倉庫等の建つてゐる土地がある。然し之等はそれゝ獨立してゐるものではなく、農業經營の部分を成すものであつて、農業經營の單位價値の中へ一括して評價される。換言すれば、一つの農業經營に屬する土地の中、畑と草刈場とはその價値を異にし、畑と屋敷とともにその

價値を異にし得るのであるが、こゝでは之等の各部分の價値を問はず、之等を以て構成されてゐる農業經營が一つの經濟單位として有する價値（單位價値）が評定される。同じことが各種の建物についても云ひ得る。

農業經營の建物には、經營主の住家があり、或る場合には經營主が農業使用人に使用せしめてゐる住家があり、尙ほ家畜小屋、穀倉、諸車の置小屋、物置等がある。之等も農業經營の部分を成すものである。

次に經營手段であるが、之には固定經營手段（stehende Betriebsmittel）と流通經營手段（umlaufende Betriebsmittel）とがある。前者は所謂有生資本（das lebende Inventar）の一部と無生資本（das tote Inventar）とである。換言すれば、家畜の中役畜と之が飼育に用ひられる土地並に諸車、農具、機械等である。流通經營手段とは其の他經營に必要な手段であつて、例へば豚等の如く賣るための動物とか、農産物の貯蔵、貯蔵肥料、種子等である。又流通經營手段には農業經營上必要なる現金、特に質銀支拂に必要なる現金がある。然しながら法律は斯くの如き流通經營手段、即ち、總べての支拂手段、金錢債權及び有價證券を農業經營より分離してゐる（聯邦評價

法第二十九條第二項第一號参照）。従つて之等は農業經營の單位價値に一括されず、「其他ノ財產」査定に際して顧慮される。同様に金錢債務も單位價値査定に際しては顧慮されない（聯邦評價法第二十九條第二項第二號）。之は「全財產」の決定に際して控除される。亦流通經營手段の所謂過剩現有高（例へば農產物、肥料、種子等の過剩現有高）も農業經營より分離される。換言すれば、次の收穫期まで經營を繼續するに必要でない如き現有量は農業經營の部分とされない（聯邦評價法第二十九條第二項第三號）。而して斯くの如き過剩現有高が存するか否かは、査定期日に先行する六月三十日に於ける貯藏品の現有高に従つて決定される（聯邦評價法第三十二條第三項）。その過剩現有高は「其他ノ財產」として評價される（聯邦評價法第六十七條第七號）。

次は副業經營であるが、農業の主たる經營に役立てるために營まれる經營は、農業上の副業經營として取扱はれる（聯邦評價法第二十九條第五項）。従つて副業は獨立した經營ではあり得ず、農業の主たる經營の効果を促進する目的を持つべきものでなくてはならない。我國にて農家の副業と云ふときは、農家が農閑期又は農業經營の傍ら餘剩勞働を以て營むものを指すことが多い。例へば豚、兎等の動物飼育にしても、其の勞働が農業と云ふ主たる經營の効

果を促進する目的を有するか否かに重きを置かず、農家の現金收入を増加せしめんとすることを主たる目的とするに思はれる。聯邦評價法は第二十九條第三條に於て、動物の飼育、動物の肥育、搾乳所、鳥畜飼育及び之に類似の經營が、主として自家の農業經營で收穫したものと飼料として用ひる場合は之を農業經營として取扱ひ、同條第五項に於ては特に副業を定義してゐる。元來歐洲の農業は耕種と養畜とを兼ねるを原則とし、我國の農業は耕種にのみ重きを置くとされてゐるが、獨逸の大農業經營に於ては必ずしも養畜を兼ねてゐない。之等の事情より同條第三項は特に明記せられたものであらう。又我國に於ける如く例へば農家が軍手の製造を副業としてゐる場合の如き、必ずしも農業の効果を促進するものとは云ひ得ないものもあるが、之等は如何に取扱はれるか、思ふに財產稅は小農を對象とするものではない故に斯る場合を考慮する必要はなく、寧ろ農產物の加工と所謂兼業との區別を明かにする必要があらう。獨逸の判例に於ては副業經營を加工經營（Verarbeitungsbetrieb）と實體經營（Substanzbetrieb）とに區別してゐる。加工經營とは例へば酪農場、火酒釀造場、澱粉製造工場、馬鈴薯製粉工場等の如きであつて、主經營に於て收穫したる產物のみを又はそれを主として加工する經營たることを條件としてゐる。然しながら

この加工を産業組合が行ふときも副業經營と看做されるか。獨逸に於ては之を否定してゐる。實體經營にあつては瓦製造工場、石灰製造場、碎石加工等の如く、農業と云ふ主經營の効果を促進するものとは看做されない場合が多い。要するに副業經營たるの條件は、主として農業經營に於て收穫したるものに加工するか又は主として農業經營に用ひるものを製造する經營でなくてはならない。然るとき之等の經營は農業經營の部分を成すものとして、農業財產に一括される。

次は特別耕地であるが、こゝに特別耕地とは通常永年に亘つて收穫を齎らし得る如き耕地であつて、例へばアスパラガス園とかホップ園とかを指すものである。然しながら森林とか果樹園とかはこの中には含まれない。

以上の如く農業經營と云ふ一つの經濟單位を成す構成部分は農業財產として一括されて取扱はそれそれドリ分割しては評價されない。寧ろその農業經營が經濟單位として他より分離され、獨立して評價されると云ふことに注目すべきである。その他小作經營の場合の農業財產は如何に取扱はれるか等に就いては評價方法の場合に述べることとする。

b、農業經營の評價

農業經營は收益價值 (Ertragswert) によつて評價される（聯邦評價法第三十一條第一項）。法律は收益價值を年純收益の二十五倍としてゐる。年純收益の算出に際しては、その經營が普通の狀態の下に秩序正しく、極く普通に經營され、賃銀を支拂つて經營されたものとして之を計算し、その純收益は永續的に擧げ得るものでなくてはならない。尙ほその農業經營は負債を有しないものと假定される（以上聯邦評價法第三十一條第二項）。負債は全財產の算出に際して粗財產から控除される。

年純收益の二十五倍を以て其の經營の收益價值とすると云ふことは換言すれば資本還元利率を四分としてゐると云ふことである。即ち、例へば年百ライヒスマルクの純收益を擧げ得る經營は、その二十五倍、即ち二千五百ライヒスマルクの收益價值を有し、年四分の利廻りの收益を擧げ得ることとする。實際に於て農業經營は資本に還元して利廻四分なるか、又それ以上又は以下なるかは問題であり、之が如何によつて農業財產は純收益が公平に算出されたとしても高く又は低く評價されることとなる。ヒトラー内閣は利子の低下を計畫して居る際であるから斯る低率を規定してゐるが、從來は十八倍即ち、五分五厘強を還元利率としてゐた。故に同内閣の利子低下の目

のが充分に實現されず、長期貸付に對する普通の利率が四分を著しく超えてゐる間は、聯邦大藏大臣は二十五倍と云ふ數を他の數に變更することが出來ると規定されてゐる（聯邦評價法第七十八條）。之に從つて一九三五年二月五日公布の同法施行令によれば舊法通り十八倍と決定された。尙ほ聯邦評價法第三十一條を參照せられたい。同條第一項に「収益價值ニヨル評價ニ關スル原則」とあり、その原則が他に規定されてゐる如くであるが、それは同條の第二項、第三項及び第四項に他ならない。

同條第四項にも規定する如く、又先にも述べたる如く、農業經營に所屬する耕地は勿論、建物、經營手段、副業經營及び特別耕地は、特に評價されずして、却つて収益價值算定に際して考慮されるに過ぎない。如何に之を考慮するかは二七頁を參照せられたい。

以上は農業財產の評價原則であるが、實際には斯る原則を以て全國に約五百萬を數へる農業經營を個々にその純収益を算定して單位價值を査定するのではない。先づ全國内の評價を均衡せしむるために全國各州に幾つかの比較經營（Vergleichsbetriebe）を選定し、この比較經營のためにその地方的狀況の調查に基いて収益力の割合を決定する。比較經營は一般に、それが當該地方の

目標となるやうにして之を選擇する。從來の規定によれば各州稅務區又は一定の經濟地區に三つの比較經營を選び、それを一は最高の収益能力を有するもの、一は中位の、他は比較的低い収益能力を有するものと云ふやうにしたが、新評價法では之を簡単にした。

かくしてその比較經營の収益能力は單位面積一ヘクタール當りで算出されるのであるが、その収益能力は全國最高の収益能力を有する經營と比較して百分比で表はされる。即ち比較經營の収益能力決定に際しては先づはじめにその絕對價值が算定されるのではなく、寧ろ率で以て決定される、即ち、全國最高の収益能力を有する經營を「聯邦最高經營」（聯邦評價法第三十四條第一項）と稱し、之の収益能力を「ヘクタール最高率」（同法第三十八條第一號）と稱して一〇〇とし、之に對して比較經營の収益能力を六〇又は七〇と云ふやうに決定する。之等の率を聯邦百分率と稱する。

聯邦百分率の算定に際しては比較經營に對して實際に影響する自然的収益條件（地質、地形及び氣候）並に內的及び外的交通事情を基本とする。內的交通事情とは耕地と農家との距離、耕地の散逸狀態を云ひ、外的交通事情とは一般交通狀態及び農產物の販賣の便不便、市場關係を云ふ

ものである。其の他の収益條件、特に建物、經營手段及び經營の大きさに關しては、その經營の實際狀態を顧慮せずして常に當該地方の通常の狀態を假定する。このことは副業經營及び特別耕地に對しても妥當し、當該地方に通常の副業經營及び特別耕地を假定する。然しながら法律は、副業經營及び特別耕地は經營に屬さないことを普通であると看做し、之等の聯邦率算定に際しては顧慮せず、個々の經營の價值算定に際してはじめて顧慮する。

斯くの如く評價の均衡を確保するために全國各地に選擇される比較經營は、全國幾百萬の農業經營の評價の基礎を成すもので、之が評價の出發點であり、甚の置石の如きものである。謂はば全國が比較經營の網で張り廻らされるのであるが、之のみでは未だ充分ならずとしてその下位の比較經營が選擇される。即ち、上位の比較經營は聯邦大藏大臣に直屬する評價委員會によつて選擇されるものであり、従つて個々の地方の實情を顧慮するに不便なるものがある故に、州稅務局區内に設けられる鑑定委員會による地方的調査に基き州稅務局々長から下位比較經營は選擇される。而して下位比較經營の聯邦率は上位の比較經營の百分率に比較して算定される。

斯く百分率算定のみでは収益價值の絕對額は未だ算定されない。之を算定するために、聯邦大

藏大臣は評價委員會に於ける協議に従ひ、聯邦最高經營の一ヘクタール當り幾何の収益價值を算定すべきかを決定する。舊法によれば一ヘクタール當り純収益は二一〇ライヒスマルクとされた。又舊法ではその一八倍を以て一ヘクタール當りの収益價值とされた故に、その収益價值は $210R.M \times 18 = 3,780R.M.$ であつた。新法律によれば純収益の二十五倍を以て収益價值としてゐるが、一九三五年二月五日の同法施行令第十二條に於て、「農業經營ニ對スルヘクタール最高率ハ之ヲ三、七八〇ライヒスマルクト計上ス」と規定され、同令第七十六條第三項に於て、純収益の十八倍を以て収益價值とすることが規定された。故に、結局舊法と同じく一ヘクタール當り純収益は二一〇ライヒスマルク、収益價值は三、七八〇ライヒスマルクと計上される。

聯邦最高經營のヘクタール當り収益價值が決定すれば、比較經營及び下位比較經營の収益價值は直に算定される。即ち、ヘクタール最高率が一〇〇であり、その収益價值絕對額が三、七八〇ライヒスマルクであれば、ヘクタール率百分之六〇と決定されてゐる經營の収益價值絕對額は $3,780R.M. \times \frac{60}{100} = 2,268R.M.$ である。之が即ち當該地方に於ける標準經營のヘクタール當り収益價值である。その地方の個々の經營の収益價值はこの二、二六八ライヒスマルクにその經營

の總面積數を乗することによつて算出される、例へば一〇〇ヘクタールの總面積を有する經營の収益價值は一先づ二二六、八〇〇ライヒスマルクと算出される。斯くて一先づ算出された價值を比較價值と稱する。然しながらこの比較價值は直にその經營の單位價值とはならない。之を直に單位價值とするか、或は之を變更して後單位價值とするかは次の如き方法による。

以上の如く個々の經營の單位價值決定は、決して之を個々にその純収益を算出し之を十八倍する云ふ如き方法によらずして、比較經營及び下位比較經營に對して決定せられたヘクタール當り収益價值を個々の經營の總面積數にて倍した比較價值を算出するのであるが、その際は比較經營及び下位比較經營の聯邦百分率算定のときと同じく實際の自然的収益條件（地質、地形及び氣候）及び內的及び外的交通事情、及び當該地方に通常と看做される其の他の収益條件、特に建物、經營手段及び經營の大きさを基本とする。而してこゝに通常と看做された収益條件と實際の狀態とが一致する如き經營に對しては、その比較價值は直に單位價值となり得る。

然しながら假定された収益條件と實際の狀態とが著しく懸隔するときは、その比較價值は減價によつて減少せしめられるか、増價によつて増加せしめられる。但し減價又は増價はその懸隔が

甚だしく、そのため収益能力を著しく減退又は増大せしめるときにのみ許されるものである。斯る場合比較價值から減價を差引いたもの又は比較價值に増價を加へたものが單位價值となる。減價又は増價は比較經營及び下位比較經營にも適用される、而して例へばある比較經營に副業經營として火酒釀造所が所屬してゐるときは、そしてそれがその經營の収益能力に著しく影響してゐるときは、之によつて齎らされる収益增加は幾パーセントかの増加によつて比較價值に加へられる。蓋し比較經營の収益價值算定に際して基本とした聯邦百分率には副業經營を顧慮しなかつたからである。

以上によつて大體農業經營の収益價值、從つて單位價值算定の實際方法を述べたのであるが次に之等の調査の根本問題を決定する機關に就いて述べる。

c、農業經營の評價委員會

農業經營の評價に關する規定を有効に實施するために、法律は評價委員會の構成を規定している。評價委員會には聯邦大藏大臣又は同大臣より一般又は特別の場合に委託を受ける聯邦官吏が同委員會の指導者として參加し、委員には二つ宛の州より一名の代表者及びその他六名の委員が

任命される。この六名の委員は農業を營む者か又は農業方面に於ける學識を有する者を聯邦大臣が聯邦農林大臣と協議の上任命する。委員の任期は別に限られてはゐない。委員會の決議は多數決にはよらない。その主要任務は比較經營の決定、比較經營に對する聯邦百分率の決定及び聯邦最高經營の聯邦百分率決定に際して協議することにある。

d、農業經營の鑑定委員會

下位比較經營の選定及びその聯邦百分率を決定する際州稅務局々長に助言を與へるため鑑定委員會が設置せられる。鑑定委員會は之を州稅務局々長、又は一般又は個々の場合同局長の委託を受ける者指導者として指導し、尙ほ委員として州稅務局長と州農民指導者と協議の上任命された者專門委員として之に所屬する。州農民指導者とは食糧生產職分協同體 (Reichsnährstand) の州の指導者である。

尙ほ農業經營の評價については述ぶべきことが多く、之のみでは不充分なこと勿論であるが、この邊で止めざるを得ない。然し考究して置くべきは我國農業に於ては獨逸に比して小作人が多いことである。而して我國小作は土地のみを賃借し、住家及び經營手段は自己の所有に屬するも

のが多い。然るに獨逸に於ては「一般に土地及び建物が賃貸され、經營手段は小作人が之を調達する」。斯る相違はあるにしても一般に小作地の評價は如何にして之を行ふか。原則としては先づはじめ所有權の有無に拘はらず小作農業經營は之を全體として評價し、次にその農業經營の所有權者の一人、即ち土地の所有權者たる地主、又は住家又は經營手段の所有權者たる小作人が財產稅の納稅義務を負ふるに至つたとき、その者の持分を算出して之を單位價值とする。

次に聯邦評價法の第三十三條の規定、即ち最低價值であるが、之は通常財產稅そのものにとつてはさまで重要なものではないが、地租及び一般評價にとつて極めて重要な規定である。聯邦評價法による評價の結果は租稅上必要なばかりでなく、金融の方面からも重要視される。その結果舊法による單位價值は殊に小農の財產評價に幾多の缺陷を藏するとされ、改正の聲が叫ばれてゐたが、新法及びそれに基く實施令は之を改革してゐる點で注目すべきものである。之については他日改めて研究してみたい。

次に個々の經營の比較價值を算出するに、標準とするヘクタール當り價值にその經營の「全面積」を乗ずとされてゐるが、その場合烟道、水路等は之を如何に取扱ふかも問題であり、收益の

著しく劣る土地、殊に耕地として殆んど利用してゐない土地も之に含むか等について聯邦評價法の施行令（一九三五年二月五日）に規定してゐるが之も省略する。

（3）林業財產の概念と評價

林業財產も農業財產と同じやうに定義される（聯邦評價法第四十五條第一項）。即ち、林業經營と云ふ主要目的に用ひられる經濟單位を成す總べての部分は何れも林業財產に所屬する。評價についても收益價值を原則とすること、評價委員會を設置すること等、農業經營の評價に關する規定を準用する所が多いが、之に比較して極めて複雜である。故に聯邦評價法は原則のみを定め、詳細は施行令に譲つてゐる。何れにせよ林業は毎年殆んど同額の收益を擧げ得ることは樹齡の關係上至難である故に、繼續的財產稅の稅額を査定することは極めて困難な任務である。故にこゝに斯くの如き年々一定の木材を伐採し得、一定の收益を擧げ得る如き樹齡の森林を假定し、之を基本として他の經營の收益價值を評定する。それも地方的に樹種を異にする故に地方的標準經營が假定される。本稿は財產稅評價の原則を示さんとするものである故に、林業財產の評價につきても農業財產評價の原則より推測されたい。

（は）葡萄栽培業財產の概念と評價

葡萄栽培業財產も農業財產及び林業財產と同様に定義される（聯邦評價法第四十七條第一項）。評價についても農業經營評價に關する規定が準用されるが、流通經營手段の通常現有高として葡萄栽培業にあつては、前年の收穫をも之と看做される。又農業經營評價の際に於ける比較經營の代りに比較產地が評價の基準として指定せられる。而して農業の比較經營のヘクタール當り收益額を決定するときは實際的收益條件を基本としたが、葡萄栽培業の比較產地のヘクタール當り收益額決定に際しては、その地方に通常の狀態を基本とする。

評價委員會も農業經營評價の際に於けると同様に設置される。

（ニ）園藝業財產の概念と評價

園藝業財產も農業財產、林業財產及び葡萄栽培業財產と同様に定義され、その評價も收益價值を原則とするが、園藝業經營の概念及び評價については聯邦評價法の施行令が之を詳細に規定してゐる。即ち園藝業經營につき同法施行令（一九三五年二月五日）第二十六條は次の如く規定してゐる。

(1) 園藝業經營トハ、野菜栽培(アスピラガス栽培モ)、草花栽培、果實栽培、養樹等營業ノタメ園藝的ニ營ム經營ヲ謂フ。

(2) 園藝業產物ヲ自然收穫條件ヲ左右スルタメ硝子又ハ其ノ他ノ施設ノ下ニ收穫スルトキモ園藝業經營ハ存スルモノトス。

(3) 主トシテ慰安ノタメニ用ヒ、其ノ經營ニ際シテ粗收益ガ費用ヲ償フコトヲ考慮セザルカ又ハ考慮シ得ザル如キ地ハ、園藝業財產ニ屬セズシテ土地財產ニ屬ス。

以上によりて園藝業經營とは如何なるものか明瞭となる。

評價についても、園藝業經營には上述の如き草花栽培業、果實栽培業等幾種類かの經營を含む故に、收益價值を基準とするとは謂ひながら各種の標準經營を基準としなければならない。聯邦評價法の施行令に於て聯邦大藏大臣は個々の種類の收益價值を評價基準として決定すると定め、之を公示することになつてゐる。

(ほ) 其の他の農林業財產の概念と評價

聯邦評價法には其の他の農林業財產については極めて簡単に規定し、詳細は施行令に譲つてゐ

る(同法第四十九條)。同法第四十九條及び同法施行令第三十條によれば、其の他の農林業財產には

- 1、魚類飼育及び池魚捕獲に用ふる財產
- 2、内水魚捕獲に用ふる財產
- 3、遊牧牧羊業
- 4、養蜂に用ふる財產

が所屬する。

評價については農業經營の評價に關する規定を準用し、收益價值を算定するが經營主の住宅又はその居住に用ひられる建物の部分は分離して評價される。

第四 土地財産

(い) 土地財産の概念

土地財產の概念については聯邦評價法の第五十條が規定してゐる。土地財產とは農林業財產又は營業財產(營業用土地)に加算せられない土地である。土地財產は其の構成部分(特に建物)

及び從物を含めての土地より成る。構成部分及び從物については民法上の規定を適用する。機械及び其の他の施設は、それが土地の重要な構成部分を成すときと謂へども土地財産とはしない。

土地の構成部分には民法第九十六條により所謂主觀的物的權利 (Subjektiv-dingliche Rechte)、即ち、土地の所有權と結び付きたる權利、例へば地役權 (Grunddienstbarkeiten) (民法第一、〇一八條)、物的先買權 (das dingliche Vorkaufsrecht) (民法第一、〇九四條第二項)、物的負擔 (Die Reallast) (民法第一、一〇五條第二項)、侵界建造物地代 (die Überbaurente) (民法第九一二條第二項及び第九一三條) 及び必要通路權 (das Notwegrecht) も之に所屬する。更に獨逸に於ける例へば藥局權、渡船權又は皮剥場權の如きも獨立の權利ではなくして土地と結び付きたる權利であり、従つて斯る營業權も主觀的物的權利 (Subjektiv-dingliches Recht) である。かゝる權利は從來の法律の規定によれば、土地の構成部分として土地財產に加算せられ、又それが營業經營に所屬するときは營業用土地に加算せられてゐたが、新法律は之を改正してゐる。即ち、新法律は斯る主觀的物的權利は之を土地財產からも營業用土地からも分離してゐる (聯邦評價法第五十

一條第四項及び第五十八條第二項)。従つて將來例へば藥局權の如き營業權は土地又は營業用土地の構成部分として之と共に評價されることはない。そして藥局權がその所有權者によつて行使されるときは、土地は營業用土地として評價され、又藥局權は營業權として獨立に評價され、營業財產の一部とされる (聯邦評價法第五十八條第四項)。之に對しその土地が賃貸されてゐるとときは、土地は土地財產として評價され、藥局權は第六十七條以下の其の他の財產の一部として評價される。

土地として、換言すれば土地財產に屬するものとして永小作權及び其の他の土地類似の權利も取扱はれる。土地類似權とは聯邦法又は州法の規定により民法上の土地に關する規定を適用せらるる權利である。永小作權及び其の他の土地類似權には權利の構成部分も所屬する。特に建物の如きである。永小作權は營業用土地ともなり得るし、又農林業財產に所屬することもあり得る。即ち、營業又は農林業經營に所屬する建物が永小作權に基いて建てられてゐることである。土地類似の營業權も亦主觀的物的營業權利と同様に土地財產及び營業用土地から分離して評價される。例へば土地と結び付かずして獨立してゐる藥局權の如き土地類似營業權は、營業用

土地ではなくして、營業財產の一部として獨立に評價される部分である（聯邦評價法第五十八條第四項）。而してその藥局權が賃貸されてゐるときは、その權利は第六十七條以下に謂ふ其の他の財產に屬する。

土地として、換言すれば土地財產に屬するものとして、他人の土地の上に建てられた建物も取扱はれる（聯邦評價法第五十條第三項）。然しながら之は永小作權に基いて建てられた建物には適用されない。蓋し之は永小作權の構成部分であり、その取扱を共にしてゐるからである。他人の土地の上に建てられた建物は、それが營業經營に用ひられるときは營業用土地として取扱はれ、農林業經營に用ひられるときは農林業財產として取扱はれる。他人の土地の上に建てられた建物を土地と同様に看做すことは、建物がその土地の重要構成部分となつてゐるときにも行はれる。例へばその建物が他人の土地に對する或る權利の行使に於て建てられたのでもなく、一時的目的のために土地と結び付いてゐないときの如き場合である。何れにせよ、土地と建物との間の法律關係は問ふ所ではない。要は建物の所有權者と土地の所有權者とが異ると云ふことであつて、その場合建物は土地として取扱はれると云ふことである。

土地財產と農林業財產との區別については財產稅の評價についてはさしたる困難を伴はないが、例へば地租の賦課に際して幾多の困難を伴ふ。例へば純農村に於ける手工業者、勞働者等の住家の建つてゐる土地を、土地財產に屬せしむべきか或は農業財產に屬せしむべきかの判断に迷ふのである。財產稅に對しては斯る小資產者は多く免稅される故にこゝでは問題となることは少い。

(v) 土地の評價

土地の評價は、その上に建物のある土地と、その上に建物のない土地とによつて異なる。

a 建物なき土地の評價

その上に建物なき土地は一般價值（*der gemeine Wert*）を以て之を評價する（聯邦評價法第五十三條）。一般價值とは聯邦評價法第一章の一般規定に於て、第十條に規定するものであつて次の如く定義される。

- (1) 評價ニ際シテハ、他ニ別ニ規定セザル限り、一般價值ヲ基本トス。
- (2) 一般價值ハ、通常取引ニ於テ經濟財貨ノ性情ニ應ジ賣却ニ際シテ獲得シ得ベキ價格

ニヨリ之ヲ定ム。通常ナラザルカ又ハ個人的・事情ハ之ヲ顧慮セザルモノトス。之によるとき一般價値とは、一般賣買に際して獲得し得る公正なる價格であると云ふことが出来る。建物なき土地とは多くは現に利用されてゐない土地が大部分である故に、その評價には收益價値を用ふることは出來ず、斯くの如き一般價値なる賣買價格を以てせざるを得ないだらう。

b、建物ある土地の評價

その上に建物ある土地及び建築中の土地の評價について聯邦評價法はその詳細なる規定を施行令に譲つてゐる。即ち、一三九頁に譲出せる「建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令（一九三四年十一月十日）」である。それによるときその上に建物ある土地は次の如き五つの種類に分けられる。

(イ) 建物ある土地の下位分類

- 1、貸 家 地
- 2、營 業 地
- 3、混 合 利 用 地
- 4、一 家 族 家 屋

5、自第一號至第四號に該當せざる建築物ある土地

貸家地なる概念は、建物ある土地なる前提條件にもよる如く、必ずしも土地のみを云ふのではなく建物をも含むことは當然であるが、之は必ずもそれが賃貸借されてゐるか否かの事實による分類ではなくして、大體に於て獨逸の市街地に於ける住宅の如く居住の目的に建てられた家屋と土地とを云ふものである。次に四號の一家族家屋なる概念であるが、我國の如き建築構造に於ては總べての家屋は多くは一家族のための家屋として作られ、一家族家屋とされる。之に反し獨逸の如きは周知の如く數家族が一家屋に居住する。その場合この土地及びその上の家屋は貸家地である。從つて貸家地なる概念は普通貸家として作られた家屋及び土地を云ふものであつて、構造上の分類であり、賃貸借される事實に重きを置くものではない。次に營業地であるが、營業地とはその八〇%以上を自己又は他人の營業用又は公の目的に利用されてゐる土地及びその上の家屋を云ふものである。注意すべきはこゝに營業地とは *Geschäftsgrundstücke* を云ふのであるが、之と營業用土地 *Betriebsgrundstücke* とは概念的に同じでないと云ふことである。營業地の概念は専ら評價にとつて意義をもつものであるが、營業用土地の概念は土地の評價にとつては無關係

である。換言すれば、營業地なる概念は評價の方法に意義をもつに過ぎなく、聯邦評價法による個々の財産の種類への所屬問題にとつて意義をもつ概念ではない。(四五頁營業用土地参照)

次は混合利用地であるが、之は建物の一部は居住用に使用し、他を自己の營業又は他人の營業に使用するか又は公の目的に使用してゐる土地及びその上の建物であつて、貸家地とも營業地とも一家族家屋とも看做されないものである。

(口) 建物ある土地の評價方法

その上に建物ある土地の評價の規準としては年粗賃貸料又は一般價値を用ひる。原則として貸家地及び混合利用地は年粗賃貸料を幾倍かして之を評價し、其の他の土地はその上に建物なき土地と同様に一般價値を以て之を評價する。若し貸家地でも混合利用地でもその年粗賃貸料の算出又は評價が困難なるときは、例外として一般價値で以て之を評價する。又營業地に對しても限定せられた地域内に於ては年粗賃貸料を以て評價し得ることが規定されてゐる。

年粗賃貸料とは、賃借人が土地所有權者より土地又は土地の一部(建物、店舗等)を委託せられたことに對して書類又は口頭による契約に基き一ヶ年の期間に支拂ふべき全代償を謂ふ。賃借

人が現金賃貸料の他に元來は賃貸人の責に歸すべき種類の給付(例へば清掃又はその他の修繕、家に對する公課等)を負ふときは、その給付の價値は現金賃貸料に加算せられる。

若し賃貸人と賃借人との間に親屬關係の如き特別關係があつてそのため賃貸料が低く、それが普通の賃貸料と二〇%以上相違するときは契約せられた賃貸料を規準とはしない。その場合は同じやうな土地に對して通常契約されてゐる年粗賃貸料に従つて普通の賃貸料を評定して之を用ひる。同じやうにして所有權者自ら利用してゐる土地並に無料にて委託せられてゐる土地又は現に利用されてゐない土地に對しても年粗賃貸料を評定する。

年粗賃貸料は査定期日に於ける状態を基準とする。建物ある土地の所有權者は年粗賃貸料について公の家屋簿に登録して置かなくてはならない。

次に建物ある土地の評價を年粗賃貸料で行ふとき之を公平ならしむるためには前述の如き土地の種類を分類したのみでは充分ではない。之を完全ならしむるために地域をも分類し、土地の上有する各種の事情を參照せねばならぬ。このため比較的大なる都市に於ては通常各區に特別の區域が分類され、中位の都市に於ても數區に分類される。この區域分類は州稅務局長が之を行

ふことになつてゐる。

さて斯くして分類した各區域によつて、年粗賃貸料を幾倍するかも相違して來る。この倍數は州稅務局々長が決定する。そしてそれは賃貸された土地の買値から算出される。その際自由土地市場に於て成立した買値のみを參照し買値に影響を及ぼすべき特別の事情は、契約された買値を加減することによつて考慮される。従つて各區域内の各種の土地の價値は一定の數を以てその年粗賃貸料を倍加することによつて算出される。

斯くして得たる土地の價値は若し、その土地の實際狀態が基準とした評價區域又は土地の種類の平均的事情と著しく懸隔するときは、輕減されることもあるし、増大せられるときもある。この訂正是年粗賃貸料による評價に際してのみ行はれることであつて、一般價値を以て評價せられるときには行はれない。年粗賃貸料の倍加によつて得た價値の減價又は増價はその三〇%以上なることは許されない。

一般價値を以て評價せられた土地にしても年粗賃貸料の倍加によつて評價せられた土地にしても、その土地のみを建物なき土地として一般價値を以て評價した場合の價値より低いことは許さ

れない。

尙ほ詳細は卷末の「建物アル土地ノ評價ニ關スル命令（一九三四年十一月十日）」を参照せら
れたい。

第五 营業財産

(1) 概念 营業財産には主要目的としての營業の經營に用ひられる經濟單位の總べての部分が屬する。但しその經濟財貨は營業主に屬してゐなくてはならない(聯邦評價法第五十四條)。營業主に屬さない經濟財貨は聯邦評價法の第五十六條に舉げたる營利會社に屬する場合を除いては、土地財產又は其の他の財產とせられる。上記の意味は一見して甚だ不明瞭であるが、例へば商業を營むものがその店舗を借りて營業するとき、この商業なる經濟單位の部分にしてこの商人と云ふ營業主に屬する經濟財貨は之を營業財貨とするが、借りてゐる土地建物は土地財產として評價すると云ふ意味であり、又この營業主は營業用以外の財產をも有し得るが、この營業に用ひられない財貨は營業財產としないと云ふ意味である。

(2) 营業 こゝに營業とは一般經濟取引に參加してゐると云ふことによつて具體化される營

利を目的とする繼續的な獨立的行爲を謂ふものである。又鑛山業、採石業の如き土地の採掘業も營業とされる。之に反し農林業は企業として營まれない限り營業とはされない。但し近海及び遠洋漁業は營業經營である。之に反し内水魚捕獲は先にも述べたる如く農林業である。(三三三頁參照)。

(3) **自由職業** 舊法律によれば、純粹藝術又は純粹科學に身を捧げる自由職業を除いてその他の自由職業は聯邦評價法に謂ふ營業の經營と看做されてゐたが、新法律はこの例外を認めてゐない。然しながら同法の施行令(一九三四年二月五日)によれば、「純藝術家的又ハ純科學的行為ハ之ヲ……營業トセズ」と規定せられた。聯邦評價法第五十五條第二項に官許富籤について規定してゐるが、之は例へば官許の富籤と煙草の販賣とを結び付けて行ふ如き場合であつて、富籤を營業のために行ふと云ふ範囲を越えて行ふときは之を營業として取扱ふ意味である。

(4) **法人及びその他の團體の營業財產** 聯邦評價法の第五十六條に舉げたる如き國內にその業務執行部又は本據を有する團體、人的結合體及び財產集團に屬する經濟財貨は總べて營業財產に屬するものとされる。例へば農業經營であつてもそれが株式會社によつて營まれるときは農林

業財產ではなくして營業財產である。

舊法律によれば、合名會社及び合資會社の社員の所有に屬し、會社經營に用ひられる經濟財貨も營業財產とせられてゐたが、新法律によれば、之等社員を企業家と看做し得る如き會社の財產は、社員の持分に應じて分割し自然人としての社員の財產に加算して課稅せられることとなつた。換言すれば、之等の種類の會社に對する持分及び社員に屬する對象は社員そのものゝ營業財產とせられる。

(5) **營業用土地とその評價** 營業用土地(Betriebsgrundstücke)については既に三九頁及び四〇頁に於て營業地(Geschäftsgrundstücke)と比較して述べた所であるが、營業用土地とは營業經營に所屬する土地である。土地である故にそれが、營業經營より分離せられるときは、農業財產として取扱はれる場合もあり得るし、又先に述べた土地財產として取扱はれる場合もあり得るのであるが、元來が營業經營に所屬すると云ふ前提條件があり、尙ほ且つ營業經營が營業として農業を經營するときは之を本法に謂ふ農業とは看做さない故に、前者の如き場合はあり得ず、一般に營業用土地は營業經營の所屬から分離せられるときは土地財產と看做されるものである。

従つて營業用土地は土地財產なる經濟單位に妥當する原則を以て限定せられる。故に營業經營に用ひられる經濟財貨は、土地財產なる概念を限定した場合の範圍に於て營業用土地に所屬する。即ち、土地、建物並に土地の從物及び構成部分は營業用土地を成すものである。但し機械及びその他の施設及びその行使自身既に營業である主觀的・物的權利は營業用土地に屬さない。

營業經營に用ひられる土地が營業主に屬さないときは(即ち借家地であるとき)、その土地は營業用土地とは看做されずして、土地財產に屬する土地と看做される。この區別は評價にとつては全然意義を持つものではない。その場合貸手が聯邦評價法第五十六條に舉げた如き營利會社である場合は、その土地は營業用土地である。(尙ほ營業用土地の概念については三三頁参照)。

營業經營に所屬する土地が、その價值の半分以上營業經營に用ひられてゐるときには、その土地全部を營業財產の一部として營業用土地として評價し、その價值の半分又はそれ以下の部分のみが營業經營に用ひられてゐるときは、その土地全部を土地財產として評價する。この規定は聯邦評價法第五十六條に舉げた如き營利會社の土地に對しては適用されない。蓋し營利會社の土地は常に營業用土地に屬するからである。

(5) 营業權とその評價 营業權は營業財產の一部とせられる。聯邦評價法に謂ふ營業權とは、その行使のみで既に營業が成立する如き權利であつて、例へば礦物採掘權、藥局權、獸皮々剝權、渡船權、製粉所權の如きものである。營業權は獨立の權利もあり得るし、非獨立の權利でもあり得る。非獨立の權利は通常土地と結び付いてゐるもので、民法第九十六條による主觀的・物的權利である(三四頁参照)。獨立の權利は土地類似の權利と土地類似にあらざる權利とに分けられる。土地類似とは聯邦法又は州法により民法の土地に關する規定を適用せられる權利である。従つて營業權は主觀的・物的權利でもあり得るし、土地類似の又土地類似にあらざる獨立の權利もあり得る。

之等總べての種類の營業權は、それが獨立であると非獨立であるとを問はず、獨立に評價さ

れ、營業財產の部分とされる。

之に反し永小作權の如き、その行使のみでは營業を成立せしめない如き權利がある。之は從つて營業權とは看做されないのであるが、斯くの如き權利が營業經營の部分を成してゐるときは、それは營業用土地と看做される。

漁業權は、既に内水魚捕獲が營業と看做されずして農林業に屬する（六九頁參照）故に、營業權とはならない。

營業權は一般價値を以て評價される（聯邦評價法第五十八條第四項）。一般價値は聯邦評價法第十條の原則に従つて評定せられる（三七頁參照）。斯くして評定せられた價値は、それ自身單位價値として取扱はれる。

（7）營業負債と積立金 聯邦評價法は原則として、全財產を構成する各種の財產は之を負債を顧慮せずして評價し、負債の控除は全粗財產よりすることを規定してゐる。この點に於て例外を成すものは營業財產の場合である。但しそれも營業用土地とか營業權とかの部分を成すものより控除する意味ではなく、全體としての營業財產より控除すると云ふ意味である。之に反し例へ

ば農業經營主は農業財產の他に土地財產を所有し得るわけであるが、その農業經營主の負債は、その農業經營主の全財產より之を控除するのである。従つて農林業經營、土地、營業用土地及び營業權にあつてはそれらの單位價値は純財產にあらずして、粗財產を表はすものであるが、營業財產にあつては單位價値は純財產を表はすものである。其の際負債の控除は營業經營の全體又は部分と經濟的關係を有する負債のみについて行はれること勿論である。従つて負債は原因的に營業の經營と關聯するものでなくてはならない。然しながら負債が營業經營の全體と關聯するか又は部分と關聯するかの法律關係は問はない。例へば或人が營業經營の成立前に二萬ライヒスマルクの負債をして居り、後に之を營業土地の上に抵當權を設定して保證したとするとき、この負債は營業財產の評價に際しては顧慮されない。それは全財產算定の場合に全粗財產から控除される。積立金については聯邦評價法第六十二條第二項を參照されたい。

（8）營業財產の評價 既に先にも各所に於てそれらの評價方法を述べたる如く、營業財產の評價に對しては、農林業財產及び土地財產の評價に對するとは反対に、全體としての經濟單位の評價と云ふ原則は適用されない。即ち、營業財產に所屬する各種の部分は分離して評價され

る。而して之等個々の價值の總計から營業負債及び積立金を控除したものが營業財產の總價值（單位價值）である。營業用土地及び營業權は營業經營と云ふ經濟單位の下位單位を成すものであるが、之が評價に際しては營業經營との經濟的關係を顧慮せずして之を評價し、斯くして得たる個々の價值はそれ自身又單位價值と看做される。同様に有價證券、物的會社に對する持分及び享樂證券に對する價值も經營に對する所屬關係を顧慮せずして評價される（五一頁參照）。之に反し營業經營の其の他の部分特に機械の如きは部分價值（Teilwert）を以て個々に評價される。部分價值とは聯邦評價法第十二條に定義する如く、全企業を賣却するものと假定し、然もこの企業を獲得した者が之を繼續するものとして、全企業の賣值の範圍内で個々の經濟財產を評價する額である（八七頁參照）。

第六 其の他の財產

(1) 概念 農林業財產、土地財產又は營業財產に屬せざる限り總べての經濟財貨は其の他の財產に屬する。聯邦評價法は第六十七條に於て其の他の財產に屬するものを列舉し、第六十八條に於て其の財產に屬さざるものと舉げてゐるが、其の他の財產に屬するか否かによつて、今まで

擧げた各種財產以外の經濟財貨が財產稅の基礎となるか否かが決定される。之等の經濟財貨については聯邦評價法第六十七條を參照されたい。

(2) 評價 其の他の財產に屬する經濟財貨については、聯邦評價法の第二條の規定、即ち、一經濟單位に所屬する經濟財貨は之を全體として評價すると云ふ規定は何等の意義を有するものではない。之等は取引の觀點よりみると、少數の例外を除いては、獨立的經濟單位と觀得るものである。従つて各經濟財貨はそれ自身評價される。而して其の他の財產に對しては特別の評價規定が規定されてゐない故に、聯邦評價法の第十條、第十一條及び第十三條以下が適用される。但し有價證券等の評價については次に述べる如くである。

(3) 有價證券及び持分の評價 有價證券及び持分の評價については聯邦評價法の第十三條にその原則を規定してゐる。即ち、國內に於て相場を有する有價證券及び持分は之を相場を以て評價する。その相場は本査定期日（今回は一九三五年一月一日）に先行する年の十二月卅一日の相場を基準とする（聯邦評價法第六十九條第一項）。又相場を有しないときは之を一般價值を以て評價すること、規定せられてゐる。然るに聯邦評價法第七十條に於ては、上述の評價方法の代り

に課稅價值を確定し得ることが規定されてゐる。この課稅價值査定のための條件については同法第七十一條及び課稅價值査定の手續については同法第七十二條を参照されたい。更に一九三五年二月五日の同法施行令第五十七條は次の如く規定してゐる。

有價證券、持分及ビ享樂證券ニ對シテハ次ノ如ク適用ス。

1、課稅價值ヲ確定シタルトキハコノ課稅價值ヲ基準トス。

2、課稅價值ヲ確定セザルモ國內ニ官廳ノ相場ガ存スルトキハ、コノ相場を基準トス。（法律第十三條第一項）。

3、課稅價值ヲ確定セズシテ然モ國內ニ官廳ノ相場が存セザルモ之ガ外國ニ存スルトキハ、コノ外國相場ヲ查定期日ニ於ケル支拂ヒノタメノ中位ノ爲替相場ニ換算シテ基準トス。

4、課稅價值モ國內又ハ外國官廳相場モ存セザルトキハ、一般價值ヲ基準トス（法律第十三條第二項及第十條第一項）。

第七 全 財 产

(1) 概念 法律は全財産と國內財産とを規定してゐる。全財産とは今まで述べた如く個々の財産の種類によつてそれぐに取扱はれた總べての經濟財貨の總體を云ひ、財產稅の無制限納稅義務者の財産に關するものであり、之に對し國內財產は制限付納稅義務に服する財產である。

全財產には、そして國內財產にも、財產稅法又は他の法律によつて財產稅から免除された經濟財貨は屬さない（聯邦評價法第七十三條第二項）。この規定は一定の經濟財貨に對する免除のみを謂ふのであるが（客體的免除）、之に反して財產稅法そのものは、直接に主體的免除のみを規定してゐる（財產稅法第三條）。何れにせよ、聯邦評價法に謂ふ全財產及び國內財產は財產稅の算定基礎を成すものである。

(2) 價値の算定 全財產の價格の算定に際しては、個々の財產をその種類によりそれぐの財產の種類に所屬せしめて評價した價格を以て總べての經濟財貨を捕捉する。即ち、農林業財產、土地財產及び營業財產に所屬する經濟財貨に對しては、それぐの單位價格を評定し、其の他の經濟財貨に所屬する經濟財貨に對しては個々の價格を評定する。之等の價格の總和は全粗財產の價格である。この全粗財產より負債及び其の他許されたる額（聯邦評價法第七十四條）を控

除して全財產が算出される。

第八 國內財產

國內財產につきては既に五三頁に於て全財產の概念の説明に際して述べた所に略々明かである。財產稅の制限付納稅義務者は國內財產に對してのみ課稅せられる。國內財產に所屬するものは、聯邦評價法第七十七條第二項に列舉せられてゐるが、要するに獨逸國內に住所を有せざる自然人及び獨逸國內に事業執行部又は本據を有せざる團體等の獨逸國內に有する財產である。

以上により財產稅の算定の基礎を成す全財產及び國內財產の算定方法を述べ終つた故に、こゝに再び財產稅に戻ることとする。

第四節 稅額算定

(1) 自然人に對する免除額 従來は無制限納稅義務者(自然人及び法人)にあつては、一〇〇ライヒスマルク以下の端數を切捨て、二〇、〇〇〇ライヒスマルク以下の財產に對しては財產稅は徵收せられなかつた。そしてこの免稅點は、自然人には最後の年收入が四、〇〇〇ラ

イヒスマルク又は五、〇〇〇ライヒスマルク以上に達せず、そして納稅義務者が六十歳以上なるか又は營業能力無きときは事情により三〇、〇〇〇ライヒスマルクまで引上げられてゐた。即ち、

自然人でも法人でも二〇、〇九九ライヒスマルクまでの財產は免稅せられてゐたが、二〇、一〇〇ライヒスマルクの財產を有するときは、この全財產に對して課稅せられた。これに對し新財產稅法は人口政策的理由より、自然人に對して免除額の制度を採用し、之に改正を加へた。即ち、自然人の財產に對しては何れの場合にもはじめから一〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除し、その残額に對して課稅する方法である。自然人の有する財產より免除せられる額及び場合を列舉すれば次の如くである。

イ、如何なる場合にも一〇、〇〇〇ライヒスマルク

ロ、配偶者が共に無制限納稅義務を負ひ而して永續的に分れて生活してゐないとき妻のために一〇、〇〇〇ライヒスマルク、配偶者の一方の死亡の際前記の條件があつた場合残存せる配偶者に對しても死亡せる配偶者のために、この免除額は與へられる。

ハ、納稅義務者の世帯に屬する納稅義務者の子供のために一〇、〇〇〇ライヒスマルク、事情に

よつてはこの免除額は二十五歳までの成年の子供のためにも與へられる。子供とは卑屬の他準子、養子及び收養子及びその卑屬を謂ふ。

ニ、納稅義務者が少くとも六十歳に達してゐるか又は營業能力なく、而してその最後の年收入が三、〇〇〇ライヒスマルクを越えないときは更に一〇、〇〇〇ライヒスマルク。

以上の如く控除せられる故に無制限納稅義務を負ふ自然人にあつては、一、〇〇〇ライヒスマルク以下の端數は五〇〇ライヒスマルク以上を切上げ、それ以下を切捨て、一一、〇〇〇ライヒスマルクを超える全財產を有する者がはじめてその殘額一、〇〇〇ライヒスマルクに對して課稅せられ、それ以下の財產所有者は全然免稅せられる。更に配偶者は妻のために一〇、〇〇〇ライヒスマルク、そして結局二〇、〇〇〇ライヒスマルクを免除せられる故に、子供を有せざるときは二一、〇〇〇ライヒスマルクの財產所有者にしてはじめてその殘額一、〇〇〇ライヒスマルクに課稅せられる。而して一人の子供を有するときははじめて一〇、〇〇〇ライヒスマルク、妻及び子供のために計二〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除せられ結局三〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除せられる故に三一、〇〇〇ライヒスマルクの財產を有するときははじめて、その殘額一、〇〇〇ライ

ヒスマルクに課稅せられる。以下子供の數が多くなるに従つて免除額も多くなる。之については六〇頁の表を參照せられたい。尙ほ五九頁の稅率をも參照せられたい。

(2) 法人及びその他の團體に對する最低課稅と課稅限界 上記の如き自然人に對する輕減に反し、物的會社にあらざる無制限納稅義務を有する團體に對しては、その免稅點は以前の二〇、〇〇〇ライヒスマルクより一〇、〇〇〇ライヒスマルクに引下げられた。(物的會社及び無制限納稅義務を有する團體については九頁参照)。而してその全財產が一〇、〇〇〇ライヒスマルクを超えるときは、その全財產に對して課稅せられる。即ち自然人の場合の如く一〇、〇〇〇ライヒスマルクを控除した殘額に課稅するのではない。之に反して無制限納稅義務を負ふ物的會社に對しては、有限責任會社にあつては二〇、〇〇〇ライヒスマルクの財產を、其の他の物的會社にあつては五〇、〇〇〇ライヒスマルクの財產を最低財產額と看做し、之を基本として課稅する。(有限責任會社は獨逸の會社組織の一形式であつて、之も人的會社、即ち合資會社、合名會社に對し物的會社とせられる)。即ち、有限責任會社に對しては何れも最小限度二〇、〇〇〇ライヒスマルクの財產を有するものと看做し、之を基本とするが、有限責任會社にしても之以上の財產を有するも

のある故に、之等に對してはその實際の財產額に課稅すること勿論である。之に對し有限責任會社以外の物的會社、即ち株式會社、株式合資會社等に對しては、何れも最少限度五〇、〇〇〇ライヒスマルクの財產を有するものと看做し、之を基本とする。之によつて群少物的會社に對するその財產額査定上の手數を省き得るのみならず、匿名的會社組織の物的會社を合名會社、合資會社又は個人企業へ組織變更せしめんとするものである。

尙ほ五九頁の稅率を參照せられたい。

尙ほ有限責任會社にあつては二〇、〇〇〇ライヒスマルクを最低財產とする故に、従つてその千分五、即ち最低限度一〇〇ライヒスマルクの財產稅を徵收せられ、その他の物的會社は五〇、〇〇〇ライヒスマルクの千分之五、即ち最低限度二五〇ライヒスマルクの財產稅を徵收せられるこゝとなる。

(3) 納稅義務財產

上述の如き關係より納稅義務財產は次の如く列舉せられる。

- イ、無制限納稅義務を負ふ自然人には、全財產より免除額を控除したる殘額。
- ロ、無制限納稅義務を負ふ物的會社にあつては全財產、但し株式會社、株式合資會社、鑛山法

勞働組合にあつては少くとも五〇、〇〇〇ライヒスマルク、有限責任會社にあつては少くとも二〇、〇〇〇ライヒスマルク。

ハ、無制限納稅義務を負ふ其の他の團體、人的結合體、施設及び財產集團にあつては、一〇、〇〇〇ライヒスマルク以上の財產に對し全財產。

ニ、制限付納稅義務者にあつては國內財產。
である。

(4) 稅率

一九三一年の財產稅法によれば稅率は財產の千分之五であつて、五〇、〇〇〇ライヒスマルク以上に達しない財產に對しては千分之三まで輕減せられ、二五〇、〇〇〇ライヒスマルク以上の財產に對しては千分之七、五まで増大せられてゐたが、新財產法によれば稅率は一千分之五と定められた。この點に非常に簡單にはなつたが、小財產に對する負擔が重くなつたかの感がある。然しながら之は一〇、〇〇〇ライヒスマルクと云ふ免除額によつて相殺せられ、必ずしもそうではない。

獨逸財產稅論

(一九三四年十月十六日の法律)

六〇

全財産額	R M	
獨身者	R M	は既子供寡婦夫婦久き
をもつ者	R M	子供一人
をもつ者	R M	子供二人
をもつ者	R M	子供三人
をもつ者	R M	子供四人
をもつ者	R M	子供五人
律一九 上によ る三 の如 き課 税の別 額法	R M	なし
六一、五〇	R M	六〇、三〇
二〇、五〇	R M	二〇、一〇〇
一九、〇〇	R M	二〇、一〇〇
一五、〇〇	R M	一九、〇〇〇
一四、〇〇	R M	一五、〇〇〇
一三、〇〇	R M	一四、〇〇〇
一二、〇〇	R M	一三、〇〇〇
一一、〇〇	R M	一二、〇〇〇
一〇、〇〇	R M	一一、〇〇〇
五〇	R M	一〇、〇〇〇
五〇	R M	二〇、五〇
五〇	R M	二〇、一〇〇
四五	R M	二〇、一〇〇
二五	R M	一九、〇〇〇
二〇	R M	一五、〇〇〇
一五	R M	一四、〇〇〇
一〇	R M	一三、〇〇〇
五	R M	一二、〇〇〇

七〇,〇〇〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	五〇	三五〇	三五五
七一,〇〇〇	三〇五	二五五	二〇五	一五五	一〇五	五五	五〇〇	五〇〇
一〇〇,〇〇〇	四五〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	二〇〇	一五〇	一五〇
一五〇,〇〇〇	七〇〇	六五〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	三〇〇
二〇〇,〇〇〇	九五〇	九〇〇	八五〇	八〇〇	七五〇	四五〇	四〇〇	三五〇
二五〇,〇〇〇	一、二〇〇	一一五〇	一、一〇〇	一〇五〇	一〇〇〇	一五〇	一〇〇〇	七五〇
以上	一〇〇〇RM	毎に五RMを加ふ。						

(5) 包括課稅　或る納稅義務者が、國內に於て納稅義務を負はざるか或はたゞ制限付納稅義務を負ふ者との直接又は間接の特別關係を有するとき、納稅義務者の財產の減少を來すべき財產移動の可能性がある。例へば國內に於て或る營業經營を有する制限付納稅義務を負ふ或る外國人が、その外國人のみが唯一の社員である外國の會社を通じて國內經營に對し必要な經營資金を貸付金として與へる如き場合である。斯る場合法律關係を調査することは事情により極めて困難であり、事實を常に必ずしも明かにし得ない故に、州稅務局々長は斯る場合自己の裁量によつて稅額を確定することが出来る。

包括課稅の第二の可能性は、外國よりの移住によつて無制限納稅義務者となる者の財產に對して與へられる。國民的思想及び獨逸國民經濟の立場から云へば、外國に移住し外國に於て財產を得た所の國外獨逸人及び嘗ての獨逸人が歸つて來ることは歓迎せらるべきである。然るに之等の財產は多くは外國貨にて投資されて居り、その國に於て課稅せられるが、その者が住所を獨逸に移すときは無制限納稅義務を負ふ故に、その際に於ける二重課稅は歸還者の歸還を阻むことゝなる。又外國の企業家及び資本を招來することは獨逸國民經濟の利益でもあり得る。故にかかる場合聯邦大藏大臣は十ヶ年を限つて稅額を包括額にて確定することが出来る。

尙ほ國民經濟的理由より合理的なるか又は財產の分割計算が困難なときは、稅務局は無制限納稅義務者に對し租稅の全額又は一部を免除するか又は包括課稅とすることが出来る。例へば外國の企業が獨逸に於て營業所を有する場合の如きである。

第五節 財産税の査定期間及び期日

(1) 本査定 財産税の全般的査定、即ち所謂本査定は三會計年度（四月一日より三月卅一日まで）のために行はれる。この期間は本査定期間である。然しながら聯邦大藏大臣はこの期間を短縮又は延長することが出来る。本査定には本査定期日に決定した納稅義務財産の價値を標準とする。即ち本査定期間に先行する暦年度の始めて査定した價値である。

例へば新財産税法による最初の本査定は一九三六年四月一日より一九三九年三月卅一日に終る三會計年度のために行はれるものであつて、その査定期日は一九三五年の一月一日である。更に一九三九年四月一日より一九四二年三月卅一日に終る三會計年度のためにはその査定期日は一九三八年一月一日である。従つて本査定期間のはじめと、本査定期日との間には一年三ヶ月の期間がある。この期間は要するに評價事務に費されるのである。

(2) 再査定 上に述べた如き本査定期間のはじめと、本査定期日との間の一年三ヶ月間に財産が變動する可能性がある。故に財産税法第十三條は再査定を規定してゐる。

再査定は、暦年度の始めて算定する財産の價値が、その暦年度にはじまる會計年度に對して標準となる價値と五分之一以上相違するときに行はれる。例へば、一九三五年一月一日に財産が一〇〇、〇〇〇ライヒスマルクと評價されたとき、之に従つて一九三六年四月一日から一九三九年三月卅一日まで課稅せられるのであるが、一九三六年、一九三七年又は一九三八年の一月一日までに財産の價値が一九三五年一月一日の狀態に對して二〇、〇〇〇ライヒスマルク以上減少するか増加するときは再査定が行はれる。

(3) 追加査定 例へば株式會社が新に設立せられるとか、外國人が住所を國內に移すとか云ふ如き、

- 1、人的納稅義務が新に發生するか又は
 - 2、制限付納稅義務者が無制限納稅義務を負ふるに至るか又はその反対の場合には追加査定が行はれる。その場合財産は、株式會社の設立とか住所の移動とか免稅理由の消滅とかの事件に續く暦年度の始めて査定せられる。
- 尙ほ財產税については納稅期等述ぶべきこともあるが之等は法文により容易に理解し得られる

ものである故に之を省略する。

第四章 財產稅法（正文）

一九三四年十月十六日 |

- 一、納稅義務、算定ノ基礎（自第一條至第四條）
- 二、稅額算定（自第五條至第十條）
- 三、查定（自第十一條至第十五條）
- 四、租稅納付（自第十六條至第二十條）
- 五、經過規定及ビ末則（自第二十一條至第二十三條）

聯邦政府ハ次ノ法律ヲ議決シ茲ニ之ヲ公布ス

一、納稅義務、算定ノ基礎

第一條 無制限納稅義務

(1) 財產稅ノ無制限納稅義務者ハ之ヲ次ノモノトス。

1、國內ニ住所又ハ通常滯在地ヲ有スル自然人。

財產稅法(正文)

2、國內ニ其ノ業務執行部又ハ本據ヲ有スル次ノ如キ團體、人的結合體及ビ財產集團。
イ、物的會社（株式會社、株式合資會社、有限責任會社、植民會社、礦山法勞働組合）
ロ、產業組合

ハ、相互保險組合

ニ、其ノ他私法上ノ法人

ホ、法律上ノ能力ヲ有セザル協會、施設、財團及ビ其他ノ目的財產

ヘ、公法上ノ信用機關

(2) 無制限財產稅納稅義務ハ全財產ニ及ブモノトス。

第二條 制限付納稅義務

(1) 財產稅ノ制限付納稅義務者ハ之ヲ次ノモノトス。

1、國內ニ住所ヲモ通常ノ滯在地ヲモ有セザル自然人。

2、國內ニ其ノ業務執行部ヲモ其ノ本據ヲモ有セザル團體、人的結合體及ビ財產集團
制限付納稅義務ハ國內財產ニノミ及ブモノトス。

第三條 免 除

(1) 次ノモノハ財產稅ヨリ之ヲ免除ス。

1、ライヒスバング、獨逸地代銀行、獨逸地代銀行信用會社

2、州立銀行ニシテソレガ國家經濟的使命ヲ遂行スルモノ。

3、企業ニシテソレノ出資ガ專ラ國、州、自治體、自治體聯合又ハ目的聯合ニ屬シ收益ガ專ラ
之等ノ團體ニ流入スルトキ。

4、公的又ハ州ノ監督ニ從フ貯蓄金庫ニシテソレガ本來ノ貯蓄取引ニ從事スルモノ。

5、伐採林ニ、森林ニ、山林ニ及ラウプ組合及ビ類似ノ土地團體、之等ガ副業ノ範圍ヲ超ユル
業務ヲ營ムトキ又ハ斯ル業務ヲ賃貸スルトキハ、ソノ限リニ於テ納稅義務ヲ負フモノトス。

6、團體、人的結合體及ビ財產集團ニシテ、定款、設立趣意書又ハ其ノ他ノ規約ニ依リ、及ビ其
ノ實際上ノ經營ニ依リ教會、公益又ハ慈善ノ目的ニ終始及ビ直接從事スルモノ、之等ガ財產
管理ノ範圍ヲ超ユル經濟的經營ヲ爲ストキハ、ソノ限リニ於テ納稅義務ヲ負フモノトス。

7、法能力ヲ有スル年金ニ、寡婦ニ孤兒ニ、死亡ニ、疾病ニ、救濟金庫及ビ聯邦大藏大臣ノ詳

細ナル命令ニヨル所ノ其ノ他困窮及ビ失業時ノタメノ法能力ヲ有スル救濟金庫。

第一項自第二號至第七號ノ免除ハ之ヲ制限付納稅義務者（第二條）ニハ適用セズ。

第四條 算定ノ基礎

(1) 財產稅ノタメノ查定ニ際シテハ、無制限納稅義務者（第一條第二項）ノ全財產及ビ制限付納稅義務者（第二條第二項）ノ國內財產ハ、之ヲ聯邦評價法自第七十三條自第七十七條ニ從ヒ調査シタル價值ヲ以テ評定ス、無制限納稅義務ヲ有スル物の會社ニアリテハ、少クトモ第六條第一項ニ記載シタル財產額ヲ評定ス。

(2) 全財產又ハ國內財產ノ價值ハ、一、〇〇〇ライヒスマルク以下ノ端數ヲ切捨ツルモノトス。五〇〇ライヒスマルク以下ノ額ハ之ヲ切捨テ、五〇〇ライヒス以上ノ額ハ之ヲ切上グルモノトス。

二、稅額算定

第五條 自然人ニ對スル免除額

(1) 無制限納稅義務ヲ有スル自然人ニアツテハ次ノ額ヲ免除ス（免除額）。

1、如何ナル場合ニ於テモ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。

2、配偶者ガ無制限納稅義務ヲ有シ、永續シテ離レテ生活セザルトキ納稅義務者ノ妻ニ對シ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。配偶者ノ何レカガ死亡シタルトキ前記ノ條件存シタルトキハ、残存セル夫妻ノ何レカノタメニ、死亡シタル夫妻ニ對シテモ免稅額ヲ付與ス。

3、納稅義務者ノ世帯ニ屬スル納稅義務者ノ未成年子供ニ對シ一〇、〇〇〇ライヒスマルク。申告アルトキハ、納稅義務者ノ費用ニ依リ職業修業中ニシテ未ダ滿二十五歲ニ達セザル成年ノ子供ニ對シテモ、納稅義務者ノ世帯ニ屬セザルトキト謂ヘ共免稅額ヲ付與スルモノトス、免稅額ハ無制限納稅義務ヲ有スル子供ニ對シテノミ付與スルモノトス。本規定ニ於ケル子供トハ、卑屬ノ他準子、養子及び收養子及ビ其ノ卑屬ヲ謂フ。

(2) 次ノ兩條件存スルトキハ尙ホ一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ免除ス。

1、納稅義務者ガ六十歳以上ナルカ又ハ少クトモ三ヶ年營業不能ナルコト豫見シ得ルトキ。

2、納稅義務者ノ最後ノ年收入ガ三、〇〇〇ライヒスマルク以上ニ達セザルトキ。納稅義務者ノ査定セラルベキ收入ハ、査定期日ニ先行スル曆年度ノ收入トス。納稅義務者ガ當該年度ニ對シ所得稅納付ヲ査定セラレザルトキハ、收入ハ之ヲ所得稅法ノ規定ニ從ヒ算定ス。

一括査定セラレタル配偶者ノ生計費ガ主トシテ妻ノ營業行爲ヨリ生ズル收入ニヨリ支出セラレタルトキハ、第一號及ビ第二號ノ免稅額引上ゲノ條件ハ、夫ニアラズシテ妻ガ六十歳以上ナルカ又ハ少クトモ三ヶ年營業不能ナルコト豫見シ得ルトキニモ存スルモノトス。

(3) 免稅ノ額ニ對シテハ本査定期日（第十二條第二項）ノ情況ヲ基本トス。再査定ノ場合ニモ本査定期日ノ情況ヲ標準トス。但シ第十一條ニヨリ一括査定セラレタル者ノ一人ガ死亡シ、而シテ其ノ者又ハ殘存者ニ對シ再査定ガ行ハルトキハ、免稅額ハ再査定期日（第十三條第二項）ニ於ケル情況ヲ基本トス。追加査定ノ場合ハ追加査定期日（第十四條第二項）ニ於ケル情況ヲ標準トス。

第六條 團體ノ最低課稅及ビ課稅限界

(1) 無制限納稅義務ヲ有スル物的會社（第一條第一項第二號イ）ニアリテハ課稅ノ基礎ニ次ノ如キ最低財產額ヲ置ク。

1、株式會社、株式合資會社、植民會社及ビ鑛山法勞働組合ニアリテハ五〇、〇〇〇ライヒスマルク。

2、有限責任會社ニアリテハ二〇、〇〇〇ライヒスマルク。

其ノ財產ノ一部ノミヲ以テ課稅セラル、物的會社ニ對シテモ之ヲ適用ス。

(2) 無制限納稅義務ヲ有スル其ノ他ノ團體、人的結合體及ビ財產集團（第一條第一項第二號自（イ）至（ヘ）ヨリハ、全財產（第四條）ガ一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルトキニノミ財產稅ヲ徵收ス。

第七條 納稅義務財產

(1) 無制限納稅義務者ニシテ

イ、自然人ニアリテハ

全財產（第四條）ヨリ免除額ヲ控除シタル後殘存セル財產額、
ロ、物的會社ニアリテハ

全財產、但シ少クトモ第六條第一項ニ記載シタル財產額、
ハ、一〇、〇〇〇ライヒスマルク以上ノ財產ヲ有スル第六條第二項ニ記載シタル團體、人的結合
體及ビ財產集團ニアリテハ

財產稅法（正文）

全財產ヲ
納稅義務財產トス。

- (2) 制限付納稅義務者ニアリテハ
　　國內財產ヲ
納稅義務財產トス。

第八條 稅率

財產稅ハ納稅義務財產（第七條）ノ年千分之五トス。

第九條 外國關係ニ於ケル包括課稅

國內ニ於テ納稅義務ヲ有セザルカ又ハタゞ制限付納稅義務ヲ有スル者ト納稅義務者トノ直接又ハ間接ノ特殊關係ガ財產減少ヲ可能ナラシムルトキ、地方稅務局ハ證明セラレタル財產ヲ顧慮スルコトナク稅額ヲ決定スルコトヲ得。地方稅務局ハ其ノ裁量ニ依リ之ヲ決定ス。

第十條 其ノ他ノ場合ニ於ケル包括課稅

(1) 聯邦大藏大臣ハ、國外ヨリノ移住ニヨリ無制限納稅義務ヲ負フルニ至ル者ノ稅額ヲ無制限納

稅義務ノ發生後十ヶ年繼續シテ包括額ニテ決定スルコトヲ得。

(2) 稅務局ハ、國民經濟的理由ヨリ合理的ナルカ又ハ財產ノ分割算定ガ特別困難ナルトキハ、制限付納稅義務者ノ稅額ヲ全部又ハ一部免除シ又ハ包括額ニテ決定スルコトヲ得。

三、査定

第十一條 總括査定

- (1) 配偶者ハ、第五條第一項第二號第二句及ビ第三項ニヨリ妻ニ對シ免除額ガ付與セラル、トキハ、總括シテ之ヲ査定ス。
(2) 兩親ハ、第五條第一項第三號及ビ第三項ニヨリ免除額ガ付與セラル、子供ト共ニ總括シテ之ヲ査定ス。

第十二條 本査定

- (1) 財產稅ノ一般査定（本査定）ハ三會計年度ノタメ之ヲ行フモノトス。四月一日ヨリ三月三十日マデノ期間ヲ會計年度トス。聯邦大藏大臣ハ、之ヨリ短キ又ハ永キ期間ニ對シ本査定ヲ行フコトヲ規定スルコトヲ得。本査定ノ適用セラル、期間ハ之ヲ本査定期間トス。

(2) 本査定ニハ、本査定期間ニ先行スル暦年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ暦年度ノ始メヲ本査定期日トス。

第十三條 再 査 定

- (1) 暦年度ノ始メニ存シタル全財產又ハ國內財產ノ價值(第四條)ガ當該暦年度ニ始マルベキ會計年度ニ對シ標準タルペキ價值ト五分之一以上相違スルトキハ、財產稅ハ更ニ之ヲ査定ス(再査定)。物的會社ニアリテハ、財產變化ノ範圍調査ハ少クトモ第六條第一項ニ記載シタル額ヨリ之ヲ行フモノトス。聯邦大藏大臣ハ價值限度ヲ別ニ決定スルコトヲ得。
- (2) 再査定ニハ、價值變化ニ續ク暦年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ暦年度ノ始メヲ再査定期日トス。
- (3) 稅ノ輕減ハ申告ニヨリテノミ之ヲ行フ。申告ハ其ノ始メニ再査定ヲ要求スル暦年度中ニ之ヲ提出スペキモノトス。申告ハ如何ナル場合ニモ、申告ニ基ク査定ヲ取消シ得ザルニ至リタル日ヨリ一ヶ月以内ニ尙ホ提出スルコトヲ得。申告期間ハ除斥期間トス。
- (4) 再査定ハ、再査定期日ニ續ク會計年度ノ始メヨリ之ヲ適用ス。元ノ査定ハ之ヲ此ノ時マデ適

用ス。

第十四條 追 加 査 定

(1) 本査定期日(第十二條第二項)後

- 1、人の納稅義務ガ新タニ發生スルカ又ハ
- 2、人の免除理由ガ消滅スルカ又ハ

3、制限付納稅義務者ガ無制限納稅義務ヲ又ハ無制限納稅義務者ガ制限付納稅義務ヲ負フルニ至ルトキ

財產稅ハ之ヲ追加査定ス(追加査定)。

- (2) 追加査定ニハ標準事項ニ續ク暦年度ノ始メニ調査シタル納稅義務財產(第七條)ノ價值ヲ基本トス。此ノ暦年度ノ始メヲ追加査定期日トス。
- (3) 追加査定ハ追加査定期日ニ續ク會計年度ノ始メヨリ之ヲ適用ス。

第十五條 納稅義務ノ消滅

納稅義務ガ消滅スルカ又ハ人の免除理由ガ生ジタルトキハ、租稅ハ之ヲ、納稅義務ノ消滅セルカ

又ハ免除理由ノ生ジタル暦年度ト其ノ始メノ一致スル會計年度ノ終了スルマデ徵收ス。

四、租 稅 納 付

第十六條 年租稅負債ノ納付

租稅ハ年租稅負債ノ四分之一ヅツ五月十日、八月十日、十一月十日、及ビ二月十日ニ之ヲ納付スルモノトス。其ノ財產ガ主トシテ農林業財產ヨル成ル納稅義務者ハ五月十日ニ年租稅負債ノ四分之一、十一月十日ニ年租稅負債ノ半分、二月十日ニ年租稅負債ノ四分之一ヲ納付スルモノトス。

第十七條 前 納

第十六條ニ記載シタル納付期日マデニ納稅義務者ニ對シ年租稅負債ガ未ダ告知セラレザルトキハ、其ノ日ニ納稅義務者ハ最後ニ決定セラレタル年租稅負債ノ四分之一ノ額ヲ納付スルモノトス。第十六條第二句ハ同様ニ之ヲ適用ス。

第十八條 前納金ノ清算

(1) 納稅決定告知マデニ納付シタル前納金(第十七條)ノ總額ガ先行シタル納付期日(第十六條)ニ對スル稅額決定告知後生ズル租稅負債ヨリ少額ナルトキハ、其ノ差額ハ稅額決定告知後一ヶ

月以内ニ之ヲ納付スルモノトス(追加納付)。延滯シタル前納金ヲ之ヨリ以前ニ納付スペキ義務ニハ觸レザルモノトス。

(2) 稅額決定告知マデニ納付シタル前納金ノ總額ガ先行シタル納付期日(第十六條)ニ對スル稅額決定告知後生ズル租稅負債ヨリ大ナルトキハ、其ノ差額ハ稅額決定告知後相殺又ハ拂戻ニヨリ之ヲ決済ス。

(3) 第一項及第二項ハ、査定ガ新決定(例ヘバ再査定、訂正査定、法律上ノ決定)ニヨリ遡及力ヲ以テ變更セラレタルトキ同様ニ之ヲ適用ス。

第十九條 租稅ノ追納

納稅義務者ガ年租稅負債ノ告知マデニ第十七條ニヨル前納金ヲ納付セザリシトキハ、稅額決定告知後先行シタル納付期日(第十六條)ニ對シ生ズル租稅負債ヲ、稅額決定告知後一ヶ月以内ニ納付スルモノトス。

第二十條 内部關係ニ於ケル稅割當

(1) 配偶者ヲ又ハ兩親ト其ノ子供トヲ財產稅ニ總括査定シ(第十一條)、市民權ニヨル租稅負債財產稅法(正文)

ガ關與者ノ多數ノ負擔トナルトキ、關與者相互ノ分割ノタメ、免稅額（第五條）ヲ顧慮セズシテ生ズル割合ニ應ジ個々ノ稅額割當ヲ算出ス。

- (2) 第一項ハ、殘存セル配偶者ト繼續スル財產共同ニ關與セル卑屬間ノ財產法上ノ關係ニ關シ繼續セル財產共同ニ對シ同様ニ之ヲ適用ス

五、經過規定及ビ末則

第二十一條 納稅義務者ノ範圍擴張

聯邦大藏大臣ハ、第一條第一項第二號ニ舉ゲタル他ノ人的結合體ヲ無制限納稅義務者タラシメ、其ノ課稅ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

第二十二條 產業組合

聯邦大藏大臣ハ、產業組合ノ一定部類ヲ免稅スルカ又ハ其ノ課稅ヲ特別ニ定ムルノ權限ヲ有ス。

第二十三條 最初ノ本査定

本法ニ基ク最初ノ本査定（第十二條）ニハ、一九三六年四月一日ヨリ効力ヲ有スル一九三五年一月一日ニ調查シタル納稅義務財產ノ價值ヲ基本トス。

伯 林 一九三四年十月十六日

聯邦總統

ア ド ル フ・ヒ ト ラ ー

聯邦大藏大臣

シユウエーリン・フォン・クロージック

第五章 聯邦評價法(正文)

—一九三四年十月十六日—

第一章 一般的評價規定 (自第一條至第十七條)

第二章 特別評價規定 (自第十八條至第七十七條)

第一節 單位評價 (自第二十條至第六十六條)

い、根本概念 (自第二十條至第二十三條)

ろ、價值調查 (自二十四條至第六十六條)

一、農林業財產 (自第二十八條至第四十九條)

イ、農業財產 (自第二十九條至第四十四條)

ロ、林業財產 (自第四十五條至第四十六條)

ハ、葡萄栽培業財產 (第四十七條)

ニ、園藝業財產 (第四十八條)

ホ、其他ノ農林業財產 (第四十九條)

- 二、土地財產 (自第五十條至第五十三條)
三、營業財產 (自第五十四條至第六十六條)
- 第二節 其ノ他ノ財產、全財產及ビ國內財產 (自第六十七條至第七十七條)
い、其ノ他ノ財產 (自第六十七條第七十二條)
ろ、全財產 (自第七十三條至第七十六條)
は、國內財產 (第七十七條)
- 第三章 經過規定 (自第七十八條及第七十九條)

聯邦政府ハ次ノ法律ヲ議決シ茲ニ之ヲ公布ス。

第一章 一般的評價規定

第一條 適用範圍

一般的評價規定 (自第二條至第十七條) ハ、租稅法又ハ本法第二章ニヨリ別ニ規定セザル限り、聯邦、州、自治體、自治體聯合及ビ公法上ノ宗教組合ノ租稅ニ之ヲ適用ス。

第二條 經濟單位

(1) 各經濟單位ハソレ自身之ヲ評價ス。其ノ價值ハ全體トシテ之ヲ決定ス。經濟單位トハ取引ノ

聯邦評價法(正文)

觀點ヨリ之ヲ決定ス。地方的慣習、實際的慣行、目的決定及ビ個々ノ經濟財貨ノ經濟的結合ハ之ヲ顧慮ス。

- (2) 多數ノ經濟財貨ハ、ソレガ同ジ所有者ニ屬スル限りニ於テノミ之ヲ經濟單位ト看做ス。
(3) 第一項及ビ第二項ノ規定ハ、個々ノ經濟財貨ノ評價ガ規定セラル、限リ之ヲ適用セズ。

第三條 多數關與者アル場合ノ價值調査

一つノ經濟財貨ガ多數人ニ所屬スルトキハ、其ノ價值ハ之ヲ全體トシテ調査ス。其ノ價值ハ、標準トル租稅法ニヨリ其ノ共同體ガ獨立シテ納稅義務ヲ負ハザル限り、關與ノ割合ニ應ジ關與者ニ之ヲ割當ス。

第四條 停止條件付取得

其ノ取得ガ停止條件發生ト關聯スル經濟財貨ハ、其ノ條件ノ發生シタルトキハジメテ之ヲ顧慮ス。

第五條 解除條件付取得

- (1) 解除條件ノ下ニ取得シタル經濟財貨ハ之ヲ無條件的ニ取得シタルモノ、如ク取扱フ。不確定繼續期間收益ノ資本價值算出ニ關スル規定（第十五條第二項第三項、第十六條、第十七條、第

三項）ニハ觸レザルモノトス。

- (2) 條件發生スルトキハ、經常的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、申告ニ應ジ取得ノ實際價值ニヨリ之ヲ訂正ス。申告ハ條件發生ニ續ク年度ノ終リマデニ之ヲ提出スペキモノトス。

第六條 停止條件付負擔

- (1) 其ノ成立ガ停止條件ト關聯スル負擔ハ之ヲ顧慮セズ。
(2) 條件發生ノ場合ニ對シテハ第五條第二項ヲ適宜適用ス。

第七條 解除條件付負擔

- (1) 其ノ繼續ガ解除條件付ナル負擔ハ、其ノ資本價值ヲ第十五條第二項及ビ第三項、第十七條第三項ニヨリ算出セザル限り、無條件負擔トシテ之ヲ差引ク。
(2) 條件ガ發生スルトキハ、經常的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、適當ニ之ヲ訂正ス。

第八條 不確定時日マデノ期限

自第四條至第七條ハ經濟財貨ノ取得又ハ負擔ノ成立又ハ消滅ガ其ノ發生時日ノ不確定ナル事項ト關聯スルトキニモ之ヲ適用ス。

第九條 處分制限

評價ニ際シテハ次ノ制限ヲ顧慮セザルモノトス。

- 1、納稅義務者ガ先位相續人トシテノ資格ニ於テ先受遺者トシテ遺產ノ引渡後從フ制限
- 2、納稅義務者ガ世襲農地、世襲財產、采邑又ハ同族地、家族地又ハ其ノ他ノ制限付財產ノ所有者トシテノ資格ニ於テ從フ制限

第十條 評價原則、一般價值

- (1) 評價ニ際シテハ、他ニ別ニ規定セザル限り、一般價值ヲ基本トス。
- (2) 一般價值ハ、通常ノ取引ニ於テ經濟財貨ノ性情ニ應ジ賣却ニ際シテ獲得シ得ベキ價格ニヨリテ之ヲ決定ス。其ノ際價格ニ影響スル總ベテノ事情ヲ顧慮ス。通常ナラザルカ又ハ個人的ナル事情ハ之ヲ顧慮セズ。
- (3) 納稅義務者又ハ先主ガ個人ニ於テ設定シタル處分制限モ亦之ヲ個人的ナル事情ト看做ス。

第十一條 土地所有ト結ビ付キタル權利、構成部分及ビ從物

- (1) 土地所有ノ際ハ、評價ハ土地所有其ノモノト結ビ付キタル權利及ビ收益ノ上ニ及ブモノト

ス。土地ニ關スル民法上ノ規定ニ從フ權利（土地類似ノ權利）ハ獨立的ニ土地所有ノ如ク之ヲ取扱フモノトス。

- (2) 國內の土地所有其ノモノ、評價ニ際シ一般價值（第十條）ヲ基本トスルトキハ、構成部分ハ之ヲ一括ス。從物ハ之ヲ度外視ス。營業設備ニ屬スル機械及ビ其ノ他ノ各種ノ設備ハ、ソレガ土地所有ノ重要構成部分ヲ成ストモ之ヲ顧慮セズ。
- (3) 國外土地所有其ノモノ、評價ニ際シテハ構成部分ノ他ニ從物ヲモ顧慮ス。支拂手段、金錢債權、有價證券及ビ金錢債務ハ之ヲ一括セズ。

第十二條 部分價值ノ概念

一つノ企業ニ用ヒラル、經濟財貨ハ通常之ヲ部分價值ヲ以テ評價ス。部分價值トハ其ノ企業ノ取得者ガ全購買價格ノ範圍内ニ於テ個々ノ經濟財貨ヲ評價スペキ額ヲ謂フ。其ノ際企業取得者ガ企業ヲ繼續スルモノト看做ス。

第十三條 有價證券及ビ持分

- (1) 國内ニ於テ相場ヲ有スル有價證券ハ相場ヲ以テ、公法團體ノ債權簿ニ登記セラレタル債權

- (1) 八其ノ公法團體ノ當該債券ノ相場ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (2) 株券、鑛業會社ニ對スル鑛山株及び其ノ他ノ持分、有限責任會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ニ對シテハ國內ニ相場ヲ有セザル限り一般價值（第十條）ヲ標準トス。一般價值ガ賣買ヨリ推計セラレザルトキハ、其ノ會社又ハ組合ノ全財產及ビ收益見込ヲ顧慮シテ之ヲ鑑定ス。
- (3) 一會社ニ對スル多數ノ持分ガ一人ニ所屬シ其一般價值ガ特別ノ事情ノタメニ（例ヘバ出資ノ額ガ會社ノ支配ヲ可能ナラシムル故ニ）、相場（第一項）又ハ個々ノ持分ニ對スル一般價值（第二項）ニ基キ總計シテ生ズル價值ヨリ大ナルトキハ出資ノ一般價值ヲ標準トス。

第十四條 元本債權及ビ債務

- (1) 第十三條ニ記載セザル元本債權及ビ債務ハ、特別ノ事情ガヨリ高キ又ハ低キ價值ヲ成立セシメザルトキハ券面價ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (2) 補償スペカラザル債權ハ之ヲ評價外ニ留ム。
- (3) 無利息期限付債權又ハ債務ノ價值ハ満期日マデ券面價ノ百分之四ノ年利ヲ控除シタル後殘存スル額トス。

- (4) 生命保險、資金保險又ハ年金保險ニ對スル未ダ満期ナラザル請求權ハ、拂込ミタル保險料又ハ資金出資ノ三分之二ヲ以テ之ヲ評價ス。納稅義務者ガ買戻價值ヲ證明スルトキハ、之ヲ標準トス。買戻價值トハ、保險企業ガ其ノ定款又ハ保險條件ニヨリ買戻スペキ額トス。

第十五條 反復的收益ト給付ノ資本價值

- (1) 一定ノ時ニ限ラタル收益又ハ給付ノ全價值ハ、複利ヲ顧慮シ中間利息ヲ控除シタル個々ノ年價值ノ總計トス。其ノ際百分之一ノ利率ヲ基準トス。全價值ハ年價值ノ二十五倍ヲ超スペカラズ。其ノ他權利ノ繼續ガ一人又ハ數人ノ生命ニヨリ條件付ケラレタルトキハ、第十六條ニ從ヒ算出スル資本價值ヲ超過スルベカラズ。
- (2) 常續的收益又ハ給付ハ年價值ノ二十五倍ヲ以テ、不確定繼續ノ收益又ハ給付ハ第十六條ヲ留保シテ年價值ノ十二・五倍ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (3) 全收益又ハ給付ノ一般價值ガ低キカ又ハ高キコト證明セラル、トキハ、證明セラレタル價值ヲ基本トス。

第十六條 終身收益及ビ給付

(1) 年金及ビ或ル人ノ終身ニ限ラレタル他ノ收益及ビ給付ノ價值ハ、其ノ人ノ年齢ニヨリ之ヲ定ム。

(2)	年 齡	(1)
十五歳マデハ	一ヶ年收益ノ價值ノ	二十二倍
十五歳以上二十五歳マデハ	同	二十一倍
二十五歳以上三十五歳マデハ	同	二十倍
三十五歳以上四十五歳マデハ	同	十八倍
四十五歳以上五十五歳マデハ	同	十五倍
五十五歳以上六十五歳マデハ	同	十一倍
六十五歳以上七十五歳マデハ	同	七、五倍
七十五歳以上八十歳マデハ	同	五倍
八十歳以上ハ	同	三倍

ヲ價值ト看做ス。

(3) 第二項ニヨリ評價シタル收益又ハ給付ガ

(1) ノ場合ハ十一年以上

(2) 及(3) 同十年同

(4) 同九年同

(5) 同八年同

(6) 同六年同

(7) 同四年同

(8) 同三年同

成立セズシテ、ソノ消滅ガ權利者ノ死亡ニ基因スルトキハ、經濟的ニ査定セラレザル租稅ノ決定ハ、申告ニ應ジ收益又ハ給付ノ實際ノ繼續期間ニヨリ之ヲ訂正ス。第五條第二項第二句及第三句ハ之ヲ準用ス。負擔ガ消滅シタルトキハ、訂正ハ申告ヲ要セズ。

(4) 収益又ハ給付ノ繼續ガ數人ノ終身ト關係スルトキ、權利ガ最後ノ生存者ノ死ニヨリ消滅スルトキハ最年少者ノ年齢、權利ガ最初ノ死亡者ノ死ニヨリ消滅スルトキハ最年長者ノ年齢ヲ標準

トス。

(5) 全収益又ハ給付ノ一般價値ガ、第二項ニヨリ計算シタル資本價値ヨリ低キカ又ハ高キコト證明セラル、トキハ、證明セラレタル價値ヲ基本トス。但シヨリ低キ又ハ高キ價値ノ査定ハ第二項ノ倍加ニ基本トシタル生存期間ヨリ短キ又ハ長キ生存期間ヲ以テ算出スルコトニ依ルコトヲ得ズ。

第十七條 収益及ビ給付ノ年價値

- (1) 或ル金額ノ収益ノ年額ハ、他ノ價値ガ確定セザルトキハ百分之四ト看做ス。
- (2) 貨幣ヨリ成ラザル収益又ハ給付（住宅、食物、物品及び其他ノ物的收入）ハ之ヲ消費地ノ通常ノ中間價値ヲ以テ評價ス。
- (3) 其ノ額ガ不確定ナルカ又ハ動搖スル収益又ハ給付ハ、將來年平均シテ獲得スル見込ミノ額ヲ年價値トシテ基本トス。

第二章 特別評價規定

第十八條 適用範囲

(1) 特則規定（自第十九條至第七十七條）ハ之ヲ財產稅ニ適用ス。

- (2) 特別規定ノ第一節（自第二十條至第六十六條）ハ、ソレドヘノ法律ニヨル詳細ナル規定ニ從ヒ地租、營業稅、相續稅及ビ土地取得稅ニモ之ヲ適用ス。
- (3) 自第二十條至第七十七條ニヨリ他ニ別ニ規定セザル限り、之等ノ規定ノ他ニ本法第一章ノ規定（自第一條至第十七條）ヲモ適用ス。

第十九條 財產ノ種類

本法ノ第二章ノ規定ニヨリ評價スペキ財產ハ次ノ如キ財產ヲ包含ス。

- 1、農林業財產（自第二十八條至第四十九條、第二十六條）
- 2、土地財產（自第五十條至第五十三條、第二十六條）
- 3、營業財產（自第五十四條至第六十六條、第二十六條）
- 4、其ノ他ノ財產（自第六十七條至第七十二條）

第一節 單位評價

い、根本概念

第二十條 單位價值

本節ノ規定ニヨリ分離シテ査定スル價值ハ之ヲ單位價值トシテ適用ス。

第二十一條 本査定

(1) 單位價值ハ之ヲ一般ニ次ノ期間ノタメニ之ヲ査定ス（本査定）

1、農林業財產及ビ土地財產ノ經濟單位、營業用土地（第五十七條）及ビ營業權（第五十八條）

ニ對シテハ

六年ノ期間

2、營業財產ノ經濟單位ニ對シテハ

三年ノ期間。

聯邦大藏大臣ハ本査定ヲ第一句ニ記載シタル期間ヨリ短カキ又ハ永キ期間ニ於テ行フコトヲ規定スルコトヲ得。其ノ規定ハ個々ノ種類ノ財產又ハ其ノ下位分類財產ニ之ヲ限ルコトヲ得。

(2) 本査定ニハ、歷年度ノ始メ（本査定期日）ノ價值ヲ基本トス。他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

第二十二條 再査定

(1) 曆年度ノ始メニ存シタル價值ガ最後ノ査定期日ノ單位價值ニ對シ五分之一以上相違シ、ソレガ少クトモ一、〇〇〇ライヒスマルクナルトキハ單位價值ハ更ニ之ヲ査定ス（再査定）。農林業、土地又ハ營業用土地ニアリテハ其ノ構成變化ニ價值變化ガ起因スルトキハ、其ノ價值ガ構成變化ノタメノミニテ二十分之一以上相違シ、ソレガ少クトモ五〇〇ライヒスマルクナルトキ既ニ單位價值ヲ更ニ査定ス。構成變化ハ特ニ次ノ場合ニ生ズルモノトス。

1、土地面積ガ取得又ハ分離ニヨリテ擴大又ハ縮少シタル場合。

2、建築物構成ガ増築、上家增築、又ハ改築又ハ取拂ヒ、燃燒等ニヨリ變化シタル場合。

聯邦大藏大臣ハ價值限度（第一句及ビ第二句）ヲ別ニ規定スルコトヲ得。

(2) 再査定ニハ、價值變化ニ續ク曆年度ノ始メ（再査定期日）ニ調查シタル價值ヲ基本トス。他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

(3) 再査定ニヨル單位價值ノ引下ゲハ申告ニヨリテノミ之ヲ行フ。申告ハ其ノ始メニ再査定ヲ要

求スル暦年度中ニ之ヲ提出スペキモノトス、申告ハ如何ナル場合ニモ、引下ダラ要求スル單位價値ガ取消シ得ザルニ至リタル日ヨリ一ヶ月以内ニ尙ホ提出スルコトヲ得。申告期間ハ除斥期間トス。

第二十三條 追加査定

- (1) 單位價値ガ定メラレタル經濟單位（下位單位）ニ對シ、本査定期日（第二十一條第二項）後
1、經濟單位（下位單位）ガ新タニ成立シ、第三號ノ場合ガ存セザルトキ
2、既存ノ經濟單位（下位單位）ニ對シ、租稅免除ノ理由ガ消滅スルトキ
3、經濟單位（下位單位）ガ全體トシテ他ノ人ニ移讓サレ、取得者ノ掌中ニ於テモ尙ホ經濟單位（下位單位）ヲ成ストキ
- 4、一つノ經濟單位（下位單位）ニ多數ノ人ガ參與シ又ハ持分割合ガ變化スルトキハ
單位價値ハ之ヲ追加的ニ決定ス（追加査定）。

- (2) 追加査定ニハ標準事項ニ續ク暦年度ノ始メ（追加査定期日）ニ調査シタル價値ヲ基本トス。
第一項第二號ノ場合ニ、免除ガ一定期間ニ限ラレ、其ノ期間ガ既ニ經過シタル故ヲ以テ免稅期

間ガ終了スルトキハ、第一句ノ例外トシテ追加査定期日ハ納稅義務ガ生ズル暦年度ノ始メトス。第三十二條第二項及ビ第六十三條ノ他ノ期日ヲ基本トスルコトニ關スル規定ハ之ニ觸レザルモノトス。

(3) 第一項第三號及ビ第四號ノ場合ニハ、追加査定期日ノ査定ニ際シ、第二項第一句ノ例外トシテ、最後ノ査定期日ノ單位價値ヲ引繼グモノトス。本規定ハ其ノ經濟單位（下位單位）ノ價値モ亦變化シ、此ノ理由ヨリ追加査定ノ行ハルベキ期日ニ追加査定ニ對スル條件存スルトキハ、之ヲ適用セズ。再査定ハ追加査定ト之ヲ聯絡セシム。

三、價值調査

第二十四條 財產合算ノ場合ニ於ケル經濟單位ノ範圍

- 多數ノ經濟財貨ヲ一つノ經濟單位ニ加算スルコトハ、其ノ經濟財貨ガ
- 1、配偶者ノ財產ヲ合算スル（第七十五條第一項）トキ一部ハ一方ノ配偶者ニ、一部ハ他方ノ配偶者ニ屬スルコト、
 - 2、全財貨ガ生存配偶者ノ財產ニ加算セラル、（第七十六條）トキ、一部ハ繼續セル財產共同

ニ、一部ハ生存配偶者ニ屬スルコト、
ニヨリテ妨ゲラル、コトナシ。

第二十五條 端數切捨

單位價值ハ次ノ如ク端數ヲ切捨テ計算ス。

1、五、〇〇〇ライヒスマルクマデノ單位價值ハ一〇ライヒスマルク以下ヲ切捨ツ。五ライヒスマルクマデノ額ハ之ヲ切捨テ、五ライヒスマルク以上ノ額ハ之ヲ切上グ。

2、五、〇〇〇ライヒスマルク以上ノ單位價值ハ、一〇〇ライヒスマルク以下ヲ切捨ツ。五〇ライヒスマルクマデノ額ハ切捨テ、五〇ライヒスマルク以上ノ額ハ之ヲ切上グ。

第二十六條 物的外國財產ノ評價

外國農林業財產、土地財產及ビ營業財產ノ評價ニ對シテハ、本法第一章ノ規定、特ニ第十條（一般價值）及ビ第十一條第三項ヲ適用ス。之等ノ規定ニヨリ、内國ニモ外國ニモ及ブ經濟單位ノ外國ノ部分モ亦之等ノ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

第二十七條 物的内國財產ノ評價

内國農林業財產、土地財產及ビ營業財產ノ評價ニ對シテハ、自第二十八條至第六十六條ヲ適用ス。内國ニモ外國ニモ及ブ經濟單位ノ内國ノ部分モ亦之等ノ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

一、農林業財產

第二十八條 農林業財產ノ種類

農林業財產ニハ次ノ財產ガ屬ス。

- 1、農業財產（自第二十九條至第四十四條）
- 2、林業財產（自第四十五條至第四十六條）
- 3、葡萄栽培業財產（第四十七條）
- 4、園藝業財產（第四十八條）
- 5、其他ノ農林業財產（第四十九條）

イ、農業財產

第二十九條 農業財產ノ概念

- (1) 農業財產ニハ、繼續的ニ農業上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位（農業經營）ノ總ベテノ部

分(特ニ土地、建物、固定及ビ流通經營手段、副業經營及ビ特別耕地)ガ之ニ屬ス。
(2) 次ノモノハ農業經營ノ部分トセズ。

1、支拂手段、金錢債權及ビ有價證券

2、金錢債務

- 3、流動經營手段ノ通常現有量ヲ超ユル現有物(過剩現有物)。流動經營手段ノ通常現有量トハ次ノ收穫期マデ經營ヲ繼續スルニ必要ナル現有量ヲ謂フ。其ノ調査ニ際シテハ、コノ期間ニ收入スペキ收入及ビ費消スペキ現金拂質銀ヲ顧慮セズ。
- (3) 動物飼育經營、動物ノ肥育、搾乳所、鳥禽飼育及ビ類似ノ經營ニシテ、主トシテ自身ノ農業經營ニ於テ得タル產物ヲ動物飼育ニ用ヒルトキハ、之ヲ農業經營トス。
- (4) 永小作權及ビ農業上ノ收益ヲ對象トスル其ノ他ノ土地類似ノ權利モ亦農業經營トス。自第三十四條至第四十四條ハ之等ノ權利ニ對シ之ヲ適用セズ。
- (5) 農業上ノ主經營ニ用フベク定メタル經營ハ之ヲ農業上ノ副業經營トス。

第三十條 農業經營ノ限界

- (1) 農業上ノ目的以外ノ目的ニ用ヒラル、土地モ亦、其ノ土地ガ農業經營ニ所屬スルコトガ經營ノ農業上ノ主要目的ニ對シ著シク影響セザルトキハ、之ヲ農業經營ニ包括ス。本規定ハ、獨立經營又ハ其ノ一部ト看做サル、土地ニ對シテハ之ヲ適用セズ。
- (2) 經營ノ經營ニ用セラル、經營手段ハ、ソレガ土地ノ所有權者ニ屬セザルトキニモ農業經營ニ之ヲ包括ス。本規定ハ、農業經營ニ用ヒラル、土地ノ上ニ建テラレタル建物ニシテ土地ノ所有權者ニ屬セザルモノニモ之ヲ適用ス。第一句及ビ第二句ノ場合ニ、共同所有權者ノ一人ガ財產稅ヲ納付スルトキ、其ノ所有權者ニ歸屬スル持分ハ、之ヲ全價值ニ對スル關與ノ割合ニ應ジテ之ヲ決定ス。ソレニヨリ決定セラレタル價值ハ之ヲ單位價值トス。
- (3) 他ノ土地ニ對スル所有權者ノ持分ガ經營ト共ニ經營セラル、限り、其ノ持分ハ之ヲ農業經營ニ包括ス。

第三十一條 評價原則、收益價值

- (1) 農業經營ニ對シテハ收益價值ニヨル評價ニ關スル原則ヲ適用ス。
- (2) 収益價值トハ、經營ガ其ノ經濟的目的ニ從ヒ、年平均ニ於テ永續的ニ擧ガ得ル純收益ノ二十五

- 倍トス。其ノ際、經營ガ通常ノ狀態ニ於テ秩序正シク、普通ニ而シテ賃銀ヲ支拂ヒタル他人勞働ヲ以テ經營セラル、コトヲ基準トス。尙ホ其ノ經營ハ負債ヲ所有セザルモノト之ヲ假定ス。
- (3) 永續的收益能力ノ判定ニ際シテハ、經營成果ニ影響スルカ又ハ獲得シタル產物ノ換價ト關聯スル總ペテノ事情ヲ顧慮ス。從ツテ特ニ次ノ條件ヲ顧慮ス。

1、自然的收益條件

地質、地形及ビ氣候狀態

2、次ノ經濟的收益條件

イ、農家ノ位置、經營ノ密集又ハ散逸（內的交通狀態）

ロ、交通及販賣狀態及ビ勞働市場ノ狀態（外的交通狀態）

- (4) 經營ニ屬スル建物、經營手段、副業及ビ特別耕地ハ之ヲ特別ニ評價セズシテ收益價值査定ノ際之ヲ顧慮ス。

第三十二條 評 價 期 日

- (1) 經營ノ大キサ及ビ流動經營手段ノ範圍及ビ狀態ニツキテハ、査定期日（自第二十一條第二項

至第二十三條）ノ狀況ヲ基本トス。

- (2) 流動經營手段ニツキテハ、査定期日ニ先行スル年度ノ六月三十日ノ狀態ヲ標準トス。簿記ヲ記帳スル農業經營所有者ニ對シテ所得稅ノ査定ニ際シ六月三十日ヲ以テ終了セザル經濟年度ヲ標準トシタルトキハ、標準タルベキ經濟年度ノ最後ノ期日ヲ以テ六月三十日ニ代ラシム。

第三十三條 最 低 價 值

- 一つノ經營ニ對シ評價サルベキ價值ハ、自第二十九條至第三十二條、自第三十四條至第四十條ニ從ヒ經營ノ他ノ部分ニ對シテ計出セラル、價值ヲ差引キ、建築物ヲ有スル土地（第五十二條）ノ評價ニ關スル規定ニヨリ經營所有者ノ住宅又ハ住居ニ使用スル建物ノ一部ノミヲ評價シタル場合ノ價值ヨリ小ナルベカラズ。聯邦大藏大臣ハ本規定ノ實施ニ關スル詳細ナル規定ヲ定ム。

第三十四條 比較經營、聯邦百分率

- (1) 聯邦領域内ニ於ケル總ペテノ農業經營ノ評價ニ對シ均衡ヲ保持シ、確定的ナル出發點ニヨル基準ヲ作ルタメ、聯邦大藏大臣ハ、評價委員會（自第四十一條至第四十四條）ニ於ケル協議ニ從ヒ、一定ノ經營（比較經營）ニ對シ、之等ノ經營ト聯邦ニ於ケル最大收益能力ヲ有スル比較

經營（聯邦最高經營）トノ單位面積（ヘクタール）當リノ收益能力ノ割合ヲ法律上ノ効力ヲ以テ確定ス。

(2) 割合ハ常ニ之ヲ百分率（聯邦百分率）ヲ以テ表ハス。聯邦最高經營ノ聯邦百分率ヲ一〇〇トス。

(3) 比較經營トシテハ、其ノ地方ニトリ目標タルベキ多數ノ經營ヲ選擇ス。

第三十五條 下位比較經營

聯邦大藏大臣ノ詳細ナル命令ニヨリ、州稅務局々長ハ、専門家委員會（鑑定人委員會）ニ於ケル協議ニ從ヒ、此ノ他ノ經營ニ對シ之等ノ經營ト聯邦最高經營トノ收益能力ノ割合ヲ法律上ノ効力ヲ以テ確定スルコトヲ得。

第三十六條 聯邦百分率ノ調査

(1) 聯邦百分率ノ確定ニ際シテハ、第三十一條第三項ニ舉ゲタル收益條件ニツキ實際的狀態ヲ基本トス。

(2) 収益能力ニ影響スル其ノ他ノ事情ハ、實際的狀態ヲ顧慮スルコトナク、當該地方ニ於テ經營

上通常ト看做サルベキ狀態ヲ假定ス。本規定ハ特ニ建物及ビ經營手段ノ現有量ニ關シ及ビ經營ノ大キサニ關シ之ヲ適用ス。第一句ニ謂フ通常トシテ副業及ビ特別耕地ハ其ノ經營ニ屬セザルモノト之ヲ看做ス。

(3) 聯邦百分率ノ確定ニ際シテハ、其ノ他、個々ノ州ニ於テ収益能力調査ノタメニ存スル標準事項（地租純収益、標準収益、純収益、土地臺帳収益、課稅資本等）ニシテソレガ個々ノ州内ニ於テ用ヒラル、限り、之ヲモ利用スペシ。

第三十七條 評價ノ過程

單位價值確定ノタメ總べテノ農業經營ニ對シ第三十八條及び第三十九條ニヨリ比較價值ヲ算出ス。特別ノ場合ニハ比較價值ハ之ヲ減價ニヨリ減少セシムルカ又ハ増價ニヨリ増加セシム（第四十條）。減價又ハ増價ヲ行ハザル場合ニハ、比較價值ハ、第三十條第一項及ビ第三項ニヨル土地ヲ包括セザルカ又ハ第三十三條ニヨリ最低價值ヲ査定セラレザル限り、之ヲ單位價值トス。

第三十八條 ヘクタール率ノ調査

農業經營ノ單位面積ニ査定スペキ價值（ヘクタール率）ノ調査ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

1、聯邦大藏大臣ハ聯邦百分率ニ對シ、即チ聯邦最高經營（第三十四條第一項）ニ對シヘクタール率（ヘクタール最高率）一〇〇ヲ決定ス。此ノ決定ハ聯邦大藏大臣ガ他ニ規定セザル限り、單位價值ノ本査定ノタメ及ビ次ノ本査定マデノ總ペテノ再査定及ビ追加査定ノタメ之ヲ標準トス。

2、其ノ他ノ比較經營（第三十四條）及ビ下位比較經營（第三十五條）ニ對シテハ、ヘクタール率ハ之等ニ對シ決定シタル聯邦百分率（第三十四條第二項）ヲ最高百分率（第一號）ニ應用シテ之ヲ計出ス。

3、其ノ他ノ總ペテノ經營（比較經營第一號及第二號外ノ）ニ對シテハ、ヘクタール率ハ、其ノ收益能力ト比較經營ノ收益能力トノ割合ニ應ジ之ヲ算出ス。其ノ際比較經營（第三十六條）ノ聯邦百分率算出ニ對スル原則ト同ジ原則ヲ適用ス。

第三十九條 比較價值ノ算出

比較價值（第三十七條第一句）ハ、總ペテノ經營ニ對シ經營ノ（ヘクタールニテ表ハシタル）面積ヲ以テヘクタール率ヲ倍加スルコトニヨリテ之ヲ計出ス。

第四十條 減價及ビ増價

比較價值ニ對スル減價及ビ増價（第三十七條第二句）ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

1、減價又ハ増加ハ

イ、第三十六條第二項ニ舉ゲタル收益條件ノ實際狀態ガ、聯邦百分率ノ決定又ハヘクタール率ノ算出ニ際シ假定シタル通常ノ狀態（第三十六條第二項、第三十八條第三號第二句）ト著シク懸隔スルトキ、尙ホ

ロ、其ノ懸隔ガ收益能力ノ減退又ハ增大ニ導クトキノミニ之ヲ爲ス。

2、減價又ハ増價ハ懸隔（第一號ロ）ニ起因スル收益能力ノ減少又ハ増大ニ從ヒ之ヲ測定ス。

3、流動經營手段ニ對シテハ減價ハ専ラ過少現有高ノタメニノミ之ヲ行フ。流動經營手段ノ過剩現有高ハ之ヲ其ノ他ノ財產（第六十七條第七號）トス。

4、聯邦大藏大臣ハ減價及ビ増價ニ關シ詳細ナル規定ヲ定ムルコトヲ得。

第四十一條 評價委員會

(1) 第三十四條及ビ第三十六條ノ規定ノ有効ナル實施ヲ確保スルタメ、聯邦大藏大臣ハ評價委員會ヲ設ク。

(2) 評價委員會ニハ次ノ者ガ屬ス。

1、評價委員會ノ指導者トシテ聯邦大藏大臣又ハ該大臣ヨリ一般又ハ特別ノ場合ニ委託サレタル聯邦官吏、

2、二ツノ州ヨリ一人ヅ、ノ任命代表者、聯邦大藏大臣ハ之等ノ州ヲ指定ス

3、農業ヲ營ムカ又ハ農業ヲ營マズシテ農業領域ニ於ケル一般専門知識ニ通ズル者ニシテ所管聯邦大臣ト協議ノ上聯邦大藏大臣ヨリ任命セラル、六名ノ委員、必要ニ應ジテ暫定的ニ六名以上ノ委員ヲ任命スルコトヲ得。聯邦大藏大臣ハ任命ヲ隨時撤回スルコトヲ得。理由ノ表示ハ之ヲ必要トセズ。

(3) 第二項第三號ニヨリ任命サレタル委員ハ、實行ニ着手スルニ際シ評價委員會ノ指導者ニ對シ、誓言ノ代リニ握手ニヨリ、評價委員會ノ討議ニ際シ個人ノ威容無シニ知識ト良心ニ從ヒ行動シ、討議及ビ討議ニ際シ知リ得タル納稅義務者ノ事情ヲ秘密ニシ、營業ノ秘密ヲ權限ナクシ

テ利用セザルコトヲ誓フベシ。此ノ規定ニ對スル違反ハ租稅秘密ノ違反ノ場合ニ適用スル規定ニヨリ之ヲ罰ス。

第四十二條 評價委員會ノ事務執行

- (1) 聯邦大藏大臣ハ評價委員會ノ事務ヲ執行ス。
- (2) 評價委員會ノ指導者ハ討議ヲ指導ス。採決ハ之ヲ行ハズ。
- (3) 評價委員會ハ其ノ本部ヲ伯林ニ置ク。該委員會ハ聯邦領域内劉ル所ニ於テ職務行爲ヲ行フ權限ヲ有ス。該委員會ハ租稅調查手續ニ於テ稅務局ガ有スル權限ヲ有ス。
- (4) 評價委員會ノ職務行爲ハ之ヲ公開セズ。評價委員會ハ其ノ裁量ニヨリ聯邦食糧協同體員及びノ他ノ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得。
- (5) 聯邦大藏大臣ハ評價委員會ノ事務規定及ビ非任命委員ノ實費辨償ヲ定ム。

第四十三條 評價委員會ノ使命

- 1、比較經營（第三十四條）ノ指定、
- 2、聯邦評價法（正文）

- 2、比較經營ニ對スル聯邦百分率ノ查定、
- 3、ヘクタール最高率（第三十八條第一號）ノ查定、
- 4、必要ノ場合ニハ聯邦領域内ニ於ケル評價ノ均衡確保ノタメニ採ルベキ其ノ他ノ對策ニ際シ聯邦大藏大臣ト協議ス。

第四十四條 裁決ノ公告ト効力

- (1) 評價委員會ニ於ケル協議後聯邦大藏大臣ハ協議ノ對象（第四十三條）ニ就キ裁決シ、之ヲ公告ス。公告ハ一九三三年十月十三日ノ法令布告ニ關スル法律ノ規定ト異リテ之ヲ爲スコトヲ得。公告シタル裁決ハ之ヲ撤回又ハ變更スルコトヲ得ズ。誤字、誤算及ビ之ニ類似ノ明カナル誤謬ハ公告後ト雖モ之ヲ訂正スルコトヲ得。
- (2) 公告ニヨリ裁決ハ、聯邦大藏大臣ガ他ニ別ニ規定セザル限り、單位價值ノ本査定及ビ次ノ本査定マデノ總ベテノ再査定及ビ追加査定ニ對シ法律上ノ効力ヲ有ス。比較經營ノ單位價值ヲ既ニ聯邦百分率ノ公告前ニ査定シタルトキハ、其ノ單位價值ノ査定ハ之ヲ爲サマルモノト看做ス。

口、林業財產

第四十五條 林業財產ノ概念ト評價

- (1) 林業財產ニハ、繼續的ニ林業上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位（林業經營）ノ總ベテノ部分ガ之ニ屬ス。
- (2) 林業經營ニ對シテハ自第三項至第五項ニ於テ他ニ別ニ規定セザル限り、自第二十九條至第三十一條、第三十三條、第四十一條、第四十二條及ビ第四十四條ヲ適用ス。伐採シタル木材ハソレガ經營計畫ニ從ヒタル年伐採量ヲ超ユル限リニ於テノミ流動經營手段ノ過剩現有量（第二十九條第二項第三號）トシテ計算ス。
- (3) 林業經營ノ收益價值ハ一樣ノ樹令割合ヲ有スル適當ナル繼續經營ノ收益ヨリ之ヲ算定ス。此ノ目的ノタメニ聯邦大藏大臣ハ法律上ノ効力ヲ以テ次ノコトヲ決定スルコトヲ得。
 - 1、一樣ノ樹令等級割合ヲ有スル繼續經營ノ單位面積（ヘクタール）ニ對シ幾何ノ價值（ヘクタール率）ヲ基準トスルカ。ヘクタール率ハ各種ノ材種、所在地等級、繁茂程度及ビ獲得シ得ル木材價格ニ從ヒ分離シテ之ヲ査定ス。

- 2、個々ノ樹令等級ハ第一號ニ決定シタルヘクタール率ノ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。
3、ミツテルワルドII、ニーダーワルドII及ビアルベンワルド（保護林）經營又ハ他ノ經營内
ノ斯ル地域ハ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。
4、評價標準トシテノ數經營ハ幾何率ヲ以テ之ヲ評價スルカ。

(4) 第三項ニヨルヘクタール率ノ查定ニ際シテハ、自然的收益條件（第三十一條第三項第一號）、
外的交通狀態（第三十一條第三項第二號ロ）及ビ木材量ニツキ實際狀態ヲ基本トス。其ノ他ノ
事情及ビ内の交通狀態（第三十一條第三項第二號イ）ニツキテハ通常ノ狀態ヲ假定シ、第三十
六條第二項ノ規定ヲ適用ス。

(5) 査定シタル收益價值ハ特別ノ場合ニハ減價ニヨリテ之ヲ減少セシムルカ又ハ増價ニヨリテ之
ヲ増加セシム、減價又ハ増價ハ

- 1、第四項第二句ニ舉ガタル收益條件ノ實際狀態ガ、ヘクタール率ノ查定ニ際シ假定シタル通
常ノ狀態ト著シク懸隔シ、尙ホ
2、其ノ懸隔ガ收益能力ノ著シキ減退又ハ增大ニ導ク

トキノミニ之ヲ爲ス。第四十條自第二號至第四號ハ之ニ適用ス。

第四十六條 評價委員會ノ林業部

(1) 評價委員會ノ林業部ニ對シテハ、第四十一條第二項第三號第一句ニ舉ガタル六名ノ委員ノ代
リニ、實際林業家カ又ハ實際林業家ニアラズシテ林業領域ニ於ケル一般專門知識ニ通ズル四名
ノ委員ヲ參加セシム。

(2) 評價委員會ハ

1、第四十五條第三項ニ舉ガタル査定、

2、必要ノ場合ニハ聯邦領域内ニ於ケル評價ノ均衡確保ノタメニ採ルベキ其ノ他ノ對策
ニ際シ聯邦大藏大臣ト協議ス。

ハ、葡萄栽培業財產

第四十七條 葡萄栽培業財產ノ概念及ビ評價

(1) 葡萄栽培業財產ニハ繼續的ニ主要目的タル葡萄栽培ニ用ヒラル、經濟單位（葡萄栽培業經營）
ノ總ベテノ部分ガ之ニ屬ス。

聯邦評價法（正文）

- (2) 葡萄栽培業經營ニ對シテハ至第三項至第五項ニ於テ他ニ別ニ規定セザル限リ自第二十九條至第四十四條ヲ適用ス。
- (3) 流動經營手段ノ正當現有高（第二十九條第二項第三號）ニハ、最後ノ收穫ヨリ生ジタル貯藏葡萄モ之ニ屬ス。
- (4) 聯邦百分率ノ査定（第三十四條第二項、第三十五條及ビ第三十六條）ニ對シテハ、比較經營ノ代リニ比較產地ヲ以テス。其ノ際内の交通狀態（第三十六條第一項）ニツキテハ實際狀態（第三十六條第一項）ニアラズシテ當該地方ニ於テ通常ノ狀態（第三十六條第二項）ヲ基本トス。減價及ビ増價ニ關スル四十條ノ規定ハ內的交通狀態ニ對シ之ヲ適用ス。
- (5) 評價委員會ノ葡萄栽培業部ニ對シテハ、第四十一條第二項第三號第一句ニ舉ゲタル六名ノ委員ノ代リニ、葡萄栽培業者カ又ハ葡萄栽培業者ニアラズシテ葡萄栽培業領域ニ於ケル専門知識ニ通ズル四名ノ委員ヲ參加セシム。

二、園藝業財產

第四十八條 園藝業財產ノ概念及ビ評價

- (1) 園藝業財產ニハ、繼續的ニ園藝上ノ主要目的ニ用ヒラル、經濟單位（園藝業經營）ノ總ペテノ部分ガ之ニ屬ス。
- (2) 園藝業經營ハ之ヲ第三十一條ノ規定ニヨリ評價ス。第二十九條、第三十條、第三十二條及び第三十三條ヲ之ニ適用ス。
- (3) 聯邦大藏大臣ハ園藝業經營又ハ其ノ一定種類（例ヘバ果實採取業）ノ概念及ビ評價ニ關スル詳細ナル規定ヲ定ムコトヲ得。聯邦大藏大臣ハ特ニ、數經營（評價標準）ノ收益價值ヲ法律上ノ効力ヲ以テ査定シ、一定領域内ニ於ケル類似ノ經營ノ收益價值ヲ此ノ評價標準トノ比較ニヨリ算出スルコトヲ規定スルコトヲ得。
- 木、其ノ他ノ農林業財產
- 第四十九條 其ノ他ノ農林業財產ノ概念及ビ評價
- 其ノ他ノ農林業財產ニハ特ニ次ノモノガ屬ス。
- 1、魚類飼育及ビ池魚捕獲ニ用フル財產
- 2、内水魚捕獲ニ用フル財產
- 聯邦評價法（正文）

概念及ビ評價ニ關シ聯邦大藏大臣ハ詳細ナル規定ヲ定ム。

一、土地財產

第五十條 土地財產ノ概念

- (1) 土地財產ニハ、構成部分（特ニ建物）及ビ從物ヲ含ム土地ガ屬ス。土地財產ニハ、營業設備ニ屬スル機械及ビ其ノ他各種ノ設備ハ、ソレガ重要ナル構成部分ヲ成ストモ之ヲ含マズ。土地財產ノ各經濟單位ハ本法ニ謂フ獨立的土地位ト成モノトス。
- (2) 他人ノ土地ノ上ニ建テタル建物モ亦ソレガ土地ノ重要ナル構成部分トナリタルトキト雖モ之ヲ土地トス。

第五十一條 土地財產ト他ノ財產トノ限界

- (1) 土地財產ニハ農林業財產ニ屬スル土地所有ハ屬セザルモノトス。
- (2) 農林業ニ用ヒル土地ハ、其ノ位置及ビ其ノ他ノ事情、特ニ現在ノ換價可能性ヲ顧慮シテ、近キ將來ニ於テ農林業目的以外ノ目的ニ用ヒラル、コトヲ認ムルトキ、例ヘバソレガ建築地、工業地又ハ交通上ノ目的ノタメノ土地ト看做サル、トキハ、之ヲ土地財產ニ加算ス。

(3) 第二項ニ舉ガタル土地ガ世襲農家ニ屬スルトキハ、ソレガ遲クトモ二年後農林業以外ノ目的ニ用ヒルコトヲ査定期日ニ確實ニ認ムルトキニノミ之ヲ土地財產トス。

(4) 土地財產ニハ營業用土地（第五十七條）及ビ營業權（第五十八條）ハ屬セザルモノトス。

第五十二條 建物アル土地ノ評價

- (1) 建物アル土地及ビ建築中ノ土地ノ評價ニ對シテハ聯邦大藏大臣ハ標準的規定ヲ公布ス。
- (2) 其ノ價值ハ少クトモ第五十三條ニヨリ建物ナキ土地トシテ評價スペキ價值ヲ査定ス。

第五十三條 建物ナキ土地ノ評價

建物ナキ土地ハ一般價值（第十條）ヲ以テ之ヲ評價ス。

三、營業財產

第五十四條 營業財產ノ概念

- (1) 營業財產ニハ、主要目的トシテノ營業ノ經營ニ用ヒラル、經濟單位（營業經營）ハ總ベテノ部分ガ之ニ屬シ、其ノ經濟財貨ハ營業主ニ屬スペキモノトス。
- (2) 鑛山業、泥炭、石及ビ土ノ採取ノ如キ營業的土地業ヲモ本法ニ謂フ營業トス。

(3) 農林業ガ企業ノ主要目的ヲ成ストキハ、第五十六條ヲ妨ゲズシテ之ヲ營業トス。

第五十五條 自由職業

- (1) 自由職業ノ實行ハ之ヲ本法ニ謂フ營業ノ經營ト同ズ。自由職業ニハ、科學上、藝術上、著述上、教授又ハ教育上ノ行爲、醫者、辯護士及ビ公證人ノ職業行爲、技師、建築設計家、施療業者、齒科技術家、陸地測量家、經濟顧問、納稅顧問、計理士及ビ其ノ他類似ノ職業ガ之ニ屬ス。
(2) 官許富籤ノ賄金集金者トシテノ行爲ハ其ノ行爲ヲ營業經營ノ範圍内ニテ行ハザル限り、之ヲ營業ノ經營トス。

第五十六條 團體、人的結合體及ビ財產集團ノ營業財產

(1) 國內ニ其ノ業務執行部又ハ本據ヲ有スル次ノ團體、人的結合體及ビ財產集團ニ屬スル總ペテノ經濟財貨ハ特ニ營業經營ヲ成スモノトス。

- 1、物的會社（株式會社、株式合資會社、有限責任會社、植民會社、礦山法勞働組合）。
- 2、產業組合、
- 3、相互保險組合、

4、其ノ他ノ私法上ノ法人ニシテ、經濟的營業ヲ營ミ、主トシテソレ自身又ハ社員ノタメニ經濟的利益ノ追求ヲ目的トスルトキ、

5、法律上ノ能力ヲ有セザル協會、施設、財團及ビ其ノ他ノ目的團體ニシテ、第四號ニ舉ゲタル條件ガ存スルトキ、

6、公法上ノ信用機關、

7、合名會社、合資會社及ビ其ノ他社員ヲ企業者（共同企業者）トシテ認メ得ル類似ノ會社。

- (2) 其ノ業務指導部ヲモ本據ヲモ國内ニ有セザル總ペテノ團體、人的結合體及ビ財產集團ニアリテハ、國內營業財產ニ屬スル（第七十七條第二項第三號）經濟財貨ノミガ營業經營ヲ成スモノトス。

第五十七條 营業用土地

- (1) 本法ニ謂フ營業用土地トハ、營業經營ニ屬スル土地所有ニシテソレガ營業經營ヘノ所屬ヨリ分離スルトキ
2、農林業經營ヲ成スペキ
1、土地財產ニ屬スペキ又ハ

限リ之ヲ謂フ。

- (2) 營業經營ヨリ分離シテ土地財產ニ屬スペキ土地ガ其ノ價值ノ半分以上營業經營ニ用ヒラル、トキハ其ノ全土地ヲ營業經營ノ一部トシ營業用土地トス。土地ガ其ノ價值ノ半分又ハ少部分營業經營ニ用ヒラル、トキハ、全土地ハ土地財產ニ屬ス。第一句及び第二句ト相違シテ、第五十六條第一項ニ舉ゲタル國內ノ團體、人的結合體及ビ財產集團ノ土地所有ハ常ニ營業用土地ニ屬ス。
- (3) 第一項第一號ニ謂フ營業用土地ハ之ヲ土地財產ノ如ク、第一項第二號ニ謂フ營業用土地ハ之ヲ農林業財產ノ如ク評價ス。

第五十八條 营業 權

- (1) 本法ニ謂フ營業權トハ、其ノ行使ノミガ既ニ營業ヲ成スペキ權利、例ヘバ鑛物採掘權、藥局權ノ如キトス。

- (2) 土地類似ノ營業權ハ之ヲ營業用土地トセズ。土地ノ所有權ト結合シタル營業權（民法第九十六條）ハ之ヲ營業用土地ノ構成部分トセズ。

- (3) 營業權ニハ、土地及ビ建物ヲ除キ及ビ營業設備ニ屬スル機械及ビ各種ノ設備ヲ除キ、其ノ構

成部分及ビ從物ヲ加算ス。

- (4) 營業權ハ之ヲ一般價值（第十條）ヲ以テ評價ス。

第五十九條 營業財產ニ屬セザル 經濟財貨

次ノ經濟財貨ハ營業財產ニ屬セザルモノトス。

- 1、財產稅ノ規定又ハ他ノ法律ニヨリ財產稅ヨリ之ヲ免除シタル經濟財貨、
2、第六十七條第五號自第二句至第四句ニヨリ其ノ他ノ營業財產ニ屬セザル經濟財貨。

第六十條 箱詰組織會社ニ對スル特權

- (1) 國內ノ物的會社（第五十六條第一項第一號）ガ、查定期日（自第二十一條第二項至第二十三條）ニ先行スル經濟年度以來、繼續シテ他ノ國內物的會社ノ基礎資本ニ對シ株式鑛業持分又ハ持分ノ形式ニテ少クトモ四分之一參與シテキルトキハ、出資ハ營業經營ニ屬セザルモノトス。
基礎資本ガ存セザルトキハ財產ニ對スル參加ヲ標準トス。

- (2) 第一項ノ規定ハ、聯邦、州、自治體及自治體聯合又ハ公法上ノ國內團體ノ經營ガ國內物的會社ニ參加シテキルトキ適宜之ヲ適用ス。

第六十一條 資本管理會社

- (1) 資本管理會社ニ對シテハ聯邦大藏大臣ハ特別ノ規定ヲ公布スルコトヲ得。
- (2) 第一項ニ謂フ資本管理會社トハ專ラ他ノ物的會社ノ營業、管理及ビ株式、鑛業持分、持分又ハ享樂證券ノ賣却又ハ債券ノ賣却ヲ對象トスル物的會社ヲ謂フ。

第六十二條 營業負債及ビ積立金

- (1) 營業經營ノ單位價值査定ノタメニハ、營業經營ノ全部又ハ各部分ト經濟的關係ニ立ツ債務ハ之ヲ粗財產ヨリ差引ク。
- (2) 保險企業ニアリテハ、積立金ガ流動的保險契約ノ給付ニ必要ナル限り、之ヲ粗財產ヨリ差引ク。

第六十三條 評價期日

- (1) 現有量及ビ評價ニ對シテハ、査定期日（自第二十一條第二項至第二十三條）ニ於ケル狀態ヲ標準トス。有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノ評價ニ對シテハ第六十九條ヨリ歸結スル期日ヲ適用ス。

- (2) 通常暦年度ノ終リニ年決算ヲ行フ經營ニ對シテハ、此ノ決算日ヲ基本トス。
 - (3) 通常他ノ日ニ年決算ヲ行フ經營ニ對シテハ、申告ニヨリ査定期日ニ先行スル經濟年度ノ終リヲ基本トスルコトヲ認ムルコトヲ得。最後ノ通常經濟年度ノ終リヲ常ニ基本トスル限り、其ノ經營ハ、單位價值ノ將來ノ査定ニ對シテモ、其ノ申告通りトス。
 - (4) 決算期日（第二項及ビ第三項）ニ算出シタル單位價值ハ之ヲ査定期日ノ單位價值トス。
 - (5) 第二項及ビ第三項ハ之ヲ次ノモノニ適用セズ。
- 1、營業用土地（第五十七條）ニ。其ノ現有量及ビ評價ニ對シテハ査定期日ニ於ケル狀態ヲ基準トス。第三十二條第二項ハ之ニ觸レザルモノトス。
 - 2、有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券評價ニ。其ノ評價ニ對シテハ第六十九條ヨリ歸結スル期日ノ狀態ヲ標準トス。其ノ現有高ニ對シテハ決算期日（第二項及第三項）ヲ標準トス。

第六十四條 決算期日後ノ財產變化ノ清算

決算期日（第六十三條第三項）ト査定期日（自第二十一條第二項至第二十三條）トノ間ニ生ジタ

ル差違ノ清算ノタメ次ノ規定ヲ適用ス。

1、營業用土地ニ對シテハ

イ、營業用土地ヲ營業經營ヨリ分離シ、其ノ對價ヲ營業經營ニ加ヘタルトキハ、之ヲ營業財產ニ加算ス。

ロ、土地所有ヲ營業用土地トシテ營業經營ニ加ヘ、對價ヲ營業經營ヨリ支出シタルトキハ、對價ハ之ヲ營業財產ヨリ差引ク。同様ニ營業經營ノ手段ヨリ營業用土地ノ上ニ爲シタル費用ハ之ヲ差引ク。

2、營業用土地以外ノ經濟財貨ニ對シテハ

イ、斯ル經濟財貨ヲ營業經營ヨリ分離シ營業主ノ他ノ財產ニ加ヘタルトキハ、其ノ經濟財貨ハ、査定期日ニハ尙ホ營業經營ニ屬セザリシモノ、如ク之ヲ取扱フ。

ロ、斯ル經濟財貨ヲ營業主ノ他ノ財產ヨリ分離シ營業經營ニ加ヘタルトキハ、其經濟財貨ハ、査定期日ニハ尙ホ其ノ他ノ財產ニ屬セザリシモノ、如ク之ヲ取扱フ。

ハ、但シ（イ）及ビ（ロ）ノ規定ハ、分離シタル經濟財貨ヲ以テ土地所有ヲ取得シタルカ又

ハ土地所有ニ費用ヲ投ジタルトキハ之ヲ適用セズ。之等ノ場合ニハ其ノ經濟財貨ハ分離シタル元ノ財產ヨリ之ヲ差引ク。

第六十五條 分離シタル經濟財貨ノ加算ニヨル租稅確保

(1) 査定期日（自第二十一項第二項至第二十三條）又ハ決算期日（第六十三條第三項）前ノ最後ノ三ヶ月以内ニ、營業經營ノ國內部分ヨリ、之ニ相當スル對價ヲ加ヘズシテ經濟財貨ヲ分離シタルトキハ、分離シタル經濟財貨ハ、ソレガ分離ニヨリ國內財產稅課稅ヨリ消滅シ、尙現存シテ國內財產稅課稅ニ服スル經營ノ一部ノ價值ガ分離シタル經濟財貨ノ價值ト明カニ不平均ナルトキハ、之ヲ營業經營ニ加算ス。

(2) 第一項ハ之ヲ次ノモノニ對シテハ適用セズ。

1、利益分配ニ對シテ、

2、營業主ガ、經濟財貨ヲ之ト相當スル經營制限ヲ目的トシテ分離シタルコトヲ證明スル場合ニ對シテ。

第六十六條 評 價

- (1) 一營業經營ニ屬スル經濟財貨ハ第二項及ビ第三項ヲ留保シ通常部分價值（第十二條）ヲ以テ之ヲ評價ス。
- (2) 营業用土地ノ評價ニ對シテハ第五十七條第三項ヲ適用ス。營業權ノ評價ニ對シテハ第五十八條第四項ヲ適用ス。
- (3) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ニ對シテハ第七十條ヲ適用ス。
- (4) 營業經營ノ全價值ハ、經營ノ負債及ビ積立金（第六十二條）ヲ控除シ自第一項至第三項ニヨリ個々ノ經濟財貨ニ對シテ算出シタル價值ノ總額トス。全價值ノ算出ニ際シテハ營業用土地（第五十七條）及ビ營業權（第五十八條）ハ之等ニ對シ查定シタル單位價值ヲ以テ之ヲ加フルモノトス。

第二節 其ノ他ノ財產、全財產及ビ國內財產

い、其ノ他ノ財產

第六十七條 其ノ他ノ財產ノ概念及ビ範圍

個々ノ經濟財貨ガ農林業財產、土地財產又ハ營業財產ニ屬セザル限リ、總ベテノ經濟財貨ハ之ヲ

其ノ他ノ財產ト看做ス。特ニ

- 1、ソレガ第二項ト一致セザル限リ各種ノ利息付及ビ無利息元本債權、
- 2、貯金、銀行預金、郵便貯金及ビ其ノ他ノ當座預金、内國及ビ外國支拂手段。其ノ額ヲライヒスマルクニテ稱呼スルトキ、自然人ニアリテハソレガ合計一、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユル限リニ於テノミ其ノ他ノ財產ニ屬ス。
- 3、株式又ハ持分證券、鑄業持分、營業持分、其ノ他ノ會社出資及ビ協同組合ノ組合員出資。合名會社、合資會社及び其ノ他社員ヲ企業家（共同企業家）ト認メ得ル會社ノ持分ハ之ヲ其ノ他ノ財產トセズシテ社員ノ營業財產トス。
- 4、用益權及び年金及ビ其ノ他ノ反復的收益及ビ給付ニ對スル權利ノ資本價值、但シ其ノ權利ガ權利者ニ其ノ終身又ハ他ノ人ノ終身、不確定期間又ハ少クトモ十年以上繼續シテ屬スルトノ條件ノ下ニアルモノ。
- 5、創作權、被保護及ビ非被保護發明、造形美術、著述、及ビ音樂ノ作品ニ對スル創作權及び作品ハ、ソレガ創作者自身ノ所有又ハ創作者ノ死亡セル場合其ノ妻又ハ子供ノ所有ニ屬スル

トキハ、其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。非被保護發明ニモ之ヲ適用ス。創作權又ハ發明ヲ第三者ニ對シ、確定額ノ一時的又ハ反復的支拂義務ヲ課シ確定又ハ不確定期間利用セシムルトキハ、ソレハ其ノ他ノ財產ニ屬ス。

6、權利者ガ未ダ年金收得ニ達セザル生命保險、資本保險又ハ年金保險ニ對スル満期日ニ達セザル請求權。但シ次ノモノハ其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。

イ、其ノ價值(第十四條第四項)ガ合計五、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザル總ベテノ保險。

ロ、其ノ價值ノ如何を問ハズ、雇傭關係ヲ顧慮シテ締結シタル年金保險。

國內ニ其ノ業務執行部ヲモ本據ヲモ有セザル保險企業ニ於テノ保險ハ、保險企業ニ對シ國內

ニ於ケル營業認可ガ爲サレタルトキニノミ之ヲ其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。

7、農林業經營(第二十九條第二項第三號)ノ流動經營手段ノ過剩現有量。

8、農林業經營又ハ營業經營ニ用ヒラルヽコトニ定メラレ、財產稅ノ查定ニ標準タルベキ期日ニハ實際ニ所有權者ノ斯ル經營ニ用ヒラレザル經濟財貨。其ノ經濟財貨ハ其ノ價值ガ合計

一、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ其ノ他ノ財產ニ屬ザルモノトス。

9、貴金屬、寶石及ビ真珠、

10、貴金屬製品、裝飾品及ビ納稅義務者ノ家屋ノ裝備ニ屬セザル奢侈品。次ノモノハ其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。

イ、國內製品ナラバ其ノ價值ヲ問ハズ、自家用自動車、飛行機、モーターヨツト及ビ帆ヨツト。

ロ、其ノ一般價值ガ合計一〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ、第一句ニ舉ゲタルノ他ノモノ。

11、藝術品及ビ蒐集物。次ノモノハ第十號ト一致スル限リニ於テモ其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。

イ、ソレガ尙ホ生存シテキルカ又ハ其ノ死後尙ホ十五ヶ年以上ヲ經過セザル獨逸ノ藝術家ニヨリテ創作セラレタルトキハ、其ノ價值ヲ問ハズシテ藝術品。

ロ、其ノ一般價值ガ合計五〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超エザルトキ、其ノ他ノ藝術品及ビ蒐集物。

第六十八條 其ノ他ノ財產ニ屬セザル經濟財貨

次ノモノハ其ノ他ノ財產ニ屬セザルモノトス。

1、以前ノ雇傭關係ニ基因スル寡婦II、孤兒II、及恩給金庫ニ對スル請求權、

2、各種ノ聯邦法上ノ保險ヨリノ請求權及ビ非聯邦法上ノ疾病II又ハ災害保險ヨリノ請求權、

3、年金及ビ以前ノ雇傭關係ヲ雇慮シテ付與セラル、類似ノ收得ニ對スル請求權、

4、ソレガ連續的又ハ元本償却ノ形式ニ於テ付與セラル、カ否ヤヲ問ハズ、法律上ノ扶養收得

ニ對スル請求權、

5、次ノ年金ニ對スル請求權、

イ、法律上ノ扶養義務ニ基ク年金、

ロ、身體ノ傷害又ハ疾病ニ基因スル營業能力ノ全部又ハ一部喪失ニ對スル辨償トシテ納稅義務者ニ屬スル年金、斯クノ如ク傷害ヲ受ケタル人ノ親屬ニ傷害ヲ理由トシテ屬スル年金ニ對スル請求權ニ對シテモ之ヲ適用ス。

6、第五號ニ舉ゲタル年金ノ代リトシテ權利者ニ屬スル元本償却ニ對スル請求權。

7、ソレガ第六十七條ニ於テ特別ニ、其ノ他ノ財產ニ屬スルモノトシテ舉ゲザル限り家具及びノ他ノ動的身ノ廻り品。

第六十九條 有價證券及ビ持分ノ評價ノタメノ期日

(1) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノ評價ノタメノ期日ハ、財產稅ノ本査定ニ標準トスル期日ニ先行スル年度ノ十二月三十一日トス。

(2) 第一項ヨリ歸結スル査定期日ハ他ノ期日ニ行フ財產稅ノ再査定及ビ追加査定ニモ之ヲ適用ス。第一項ニ舉ゲタル期日後ニ發行シタル有價證券、持分及ビ享樂證券ノ評價ニ對シテハ、再査定及ビ追加査定ニ際シテハ、其ノ期日ハ之ヲ査定期日ニ先行スル年度ノ十二月三十一日トス。

(3) 聯邦大藏大臣ハ、第一項及ビ第二項ノ場合ニ、十二月三十一日ト異ル査定期日ヲ定ムコトヲ得。

第七十條 有價證券、持分及ビ享樂證券ノ評價

(1) 有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ハ、第十三條第一項又ハ第二號又ハ第十四條

ニヨリ標準トスル價値ノ代リニ、特別ノ價値（課稅價値）ヲ確定スルコトヲ得。第十三條第三項ハ之ヲ適用ス。

(2) 課稅價値ノ查定ニ際シテハ、國內物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノタメノ第七十一條ノ規定及ビ總ベテノ有價證券、物的會社ニ對スル持分及ビ享樂證券ノタメノ第七十二條ノ規定ヲ考慮ス。

第七十一條 持分其ノ他ニ對スル課稅價値查定ノタメノ條件

(1) 株券、鑛業持分、國內物的會社ニ對スル其ノ他ノ持分及ビ享樂證券ニ對スル課稅價値ハ、標準トスル查定期日（第六十九條第一項及ビ第三項）又ハ聯邦大藏大臣ガ定ムル期間内ニ、實際ニ取引セラル、トキノミニ之ヲ確定ス。聯邦大藏大臣ノ定ムベキ期間ハ查定期日ノ前後トスルコトヲ得。

(2) 一企業ノ株券ノ一種類ニ對シ第一項ニヨリ課稅價値ヲ決定シタル場合ニ對シテハ、聯邦大藏大臣ハ、標準トスル查定期日又ハ第一項ニヨリ標準トスル期日内ニ取引ナキ當該企業ノ他ノ株券類ノ評價ニ關スル規定ヲ定ムコトヲ得。同様ニ一企業ノ其ノ他ノ持分及ビ享樂證券ニ對シ之コトヲ得。

ヲ適用ス。

第七十二條 課稅價値查定ノ手續

(1) 取引所取引ヲ認メラレタル有價證券ノ相場ハ、取引所理事長、他ノ有價證券、鑛業會社及會社持分及ビ享樂證券ハ聯邦大藏大臣ノ召集スル鑑定委員會之ヲ查定ス。此ノ查定ニ基キ聯邦大藏大臣ハ課稅價値ヲ確定シ、之ヲ獨逸聯邦官報ニ公告ス。

(2) 課稅價値ノ查定ニ對シテ次ノ者ハ異議ヲ申立ツコトヲ得。

- 1、其ノ持分又ハ享樂證券ノ關聯スル企業、
- 2、債券ヲ發行シタル點ヨリミタル債務者、
- 3、持分、享樂證券又ハ債券ノ所有者。

(3) 異議ハ一ヶ月ノ除斥期間内ニ聯邦大藏大臣ニ之ヲ申立ツルモノトス。期間ハ、獨逸聯邦官報ニ課稅價値ヲ公告シタル日ヨリ始ムルモノトス。第七十一條第一項ニ舉ガタル株券、鑛業持分、其ノ他ノ持分又ハ享樂證券ノ課稅價値查定ニ對スル異議ヲ申立ツル限り、ソレハ、標準トスル查定期日又ハ標準トスル期間（第七十一條第一項）内ニ取引ガ行ハレザリシコトカ又ハ査

定シタル課稅價値ガ誤ツテ算定セラレタルコトノミニヨリテ成立スルモノトス。異議ニツキテハ聯邦大藏大臣ガ終局的ニ裁決ス。裁決ハ獨逸聯邦官報ニ之ヲ公告ス。

(4) 誤字、誤算及ビ之ニ類似ノ明カナル誤謬ハ其ノ査定ガ既ニ取消シ得ザルニ至リタル課稅價値ニツキテモ之ヲ訂正スルコトヲ得。

二、全財產

第七十三條 全財產ノ算定

- (1) 財產稅法ニ謂フ無制限納稅義務者ニアリテハ全部ノ財產（全財產）ノ價值ヲ算定ス。
- (2) 全財產ニハ、財產稅法又ハ他ノ法律ノ規定ニヨリ免除セラレタル經濟財貨ハ屬セザルモノトス。
- (3) 全財產ノ評價ニ際シテハ、單位價值ノ決定セラル、經濟財貨ハ、決定セラレタル單位價值ヲ以テ之ヲ加フルモノトス。

第七十四條 債務及ビ其ノ他ノ控除

- (1) 全財產ノ價值算定ノタメ次ノモノヲ粗財產ヨリ控除ス。

1、ソレガ既ニ營業財產ニ於テ顧慮セラレザル限り（第六十二條）債務、

2、納稅義務者ガ負擔スルカ又ハ世襲農家、世襲財產又ハ其ノ他ノ制限付財產ノ上ニ存スル第六十七條第四號ニ舉ゲタル如キ給付ノ價值、

3、農業經營、葡萄栽培業經營及ビ園藝業經營ノ所有者ニアリテハ、流動經營手段ノ範圍及び負擔ニ對シテ標準トスペキ日（第三十二條第二項）以後ニ生ジタル流動經營支出ヲ超ユル流動經營收入ノ剩餘。

(2) 本法ニ謂フ財產ニ屬セザル經濟財貨ト經濟的關係ニアル限り、負債及ビ負擔ハ之ヲ控除セラルモノトス。

第七十五條 合 算

- (1) 配偶者ノ財產ハ配偶者ヲ財產稅法ノ第十一條第一項ニヨリ財產稅ニ一括査定スルトキ、全財產算定ノタメ之ヲ合算ス。

- (2) 父母ノ財產ハ、父母ヲ財產稅法ノ第十一條第二項ニヨリ財產稅ニ一括査定スル子供ノ財產ト合算ス。

第七十六條 繼續セル財產共同ニ於ケル加算

繼續セル財產共同ニアリテハ、其ノ全部ノ財產ハ生存者ガ財產稅法ノ第一條第一項第一號ニヨリ無制限納稅義務者ナルトキ、生存配偶者ノ財產ニ之ヲ加算ス。

は、國內財產

第七十七條

- (1) 財產稅法ニ謂フ制限付納稅義務者ニアリテハ、國內財產ノ價值ノミヲ算定ス。
(2) 制限付納稅義務者ノ國內財產ニハ次ノモノガ屬ス。

1、國內ノ農林業財產、

2、國內ノ土地財產、國內ノ營業財產。國內ニ於テ經營スル營業ニ用ヒラル、財產ニシテ國內

ニ於ケル營業ノタメ營業所ヲ設クルカ又ハ常設代理人ヲ置クトキ之ヲ國內ノ營業財產トス。

3、造形美術、著述及ビ音樂ノ作品ニ對スル著作權ヲ除キ、國內ノ帳簿又ハ登記簿ニ登錄シタル創作權ニシテ、第三號ト一致セザル營業上利用セラル、創作權。

4、第一號、第二號及ビ第四號ト一致セズシテ國內ノ營業經營ニ委託セラレタル經濟財貨、特

ニ之ニ質貸又ハ用益質貸セラレタルモノ。

5、抵當權、土地負擔、定期土地負擔及ビ其ノ他ノ請求權又ハ權利ニシテ、ソレラガ國內土地所有、國內土地類似ノ權利又ハ國內船舶名簿ニ登錄シタル船舶ニヨリ直接又ハ間接ニ保證セラレテキルトキ。其ノモノニ關シ部分債券ノ發行セラレテキル公債及請求權ハ之ヲ除ク。

6、債務者ガ住所、營業指導部又ハ本據ヲ國內ニ有スルトキ、匿名組合員トシテ商業經營ニ對シテ有スル持分ヨリ生ズル請求權。

(3) 第七十三條第二項及ビ第三項ノ規定ハ之ヲ適宜適用ス。同様ニ第七十四條ノ規定モ、國內財產ト經濟的關係ヲ有スル債務及ビ負擔ノミヲ控除スペキ制限ヲ以テ、之ヲ適用ス。

第三章 經過規定

第七十八條 現行利子狀態ノ考慮

保證セラレタル長期信用ノ通常利率ガ百分之四ノ率ヲ尙ホ著シク超過スル間ハ、聯邦大藏大臣ハ、第十四條第三項、第十五條第一項及ビ第十七條第一項ニ相違シテ幾何ノ利率ヲ以テスペキカ及ビソレニ應ジ第十五條第一項及ビ第二項、第十六條、第三十一條第二項ノ場合ニ幾何ノ數ヲ以

テ倍スルカヲ規定スルコトヲ得。

第七十九條 効力發生

- (1) 第十九條ニ謂フ財產ハ本法ノ規定ニヨリ、一九三五年一月一日ノ始メノ狀態ニ應ジ初メテ之ヲ評價ス。第二十二條及ビ第二十三條ノ規定ハ一九三六年一月一日ノ始メノ狀態ニ應ジテ爲ス再査定及ビ追加査定ニ對シ初メテ之ヲ適用ス。
- (2) 今後ノ規定布告ニ對スル權限ヲ含ム本法ノ規定ハ本法公布ノ日ヨリ効力發生ス。
- (3) 尚ホ本法ハ一九三五年一月一日ヨリ効力發生ス。

第六章 建物アル土地ノ評價ニ關スル

命令（正文）

—一九三四年十一月十日—

一九三四年十月十六日ノ聯邦評價法第五十三條第一項及ビ第三十七條第三項及ビ一九三四年十月十六日ノ租稅適應法第二十一條第三號ノ挿入文ニヨル聯邦公課法第十二條ニ基キ茲ニ次ノコトヲ制定ス。

I、土地ノ主要分類

第一條

(1) 次ノ規定ノ意義ニ於テ次ノ如ク土地ノ主要分類ヲ區分ス。

1、貸家地

一家族家屋(第四號)ヲ除キ、ソノ八〇%以上ヲ居住ノ目的ニ使用スル土地ハ之ヲ貸家地ト

建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令(正文)

ス。

2、營業地

ソノ八〇%以上ヲ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的一使用スル土地ハ之ヲ營業地トス。

3、混合利用地

一部ハ之ヲ居住ノ目的ニ、一部ハ之ヲ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的一使用シ、第一號ニヨリ貸家地トモ、第二號ニヨリ營業地トモ、第四號ニヨリ一家族家屋トモ看做サレザル土地ハ之ヲ混合利用地トス。

4、一家族家屋

其ノ構造ニヨリ一住居以上ヲ含マザル住宅地ハ之ヲ一家族家屋トス。其ノ際使用人（門衛、火夫、園丁、自動車運轉手、夜番等）ノタメニ定メラレタル家屋ハ之ヲ加算セザルモノトス。一家族家屋トシテノ性質ハ、敷地ヲ分割シテ其ノ他ノ家屋（例ヘバ假住宅）ヲ作ルトキ、ソレガ永續的存續ヲ豫期シ得ザルトキハ之ニヨリテモ妨ゲラレザルモノトス。土地ヲ部分

的ニ直接自己又ハ他人ノ營業上又ハ公的目的一使用シ、ソレニヨリテ取引觀念ニヨリ一家族家屋トシテノ特性ヲ著シク妨ゲザルトキニモ之ヲ一家族家屋トス。

5、自第一號至第四號ニ該當セザル建築物アル土地。

(2) 第一項自第一號至第三號ニ舉ゲタル限界ニ達スルヤ否ヤノ問題ハ、年粗賃貨料（第三條）ノ割合ニ應ジテ之ヲ判定ス。

II、評價ノ基準

第二條

- (1) 貸家地及ビ混合利用地ハ之ヲ年粗賃貨料（第三條）ノ倍加ヲ以テ評價ス。
- (2) 其ノ他ノ總ペテ建築物アル土地ハ之ヲ一般價值ヲ以テ評價ス。一定區域内ニ於テ營業地又ハ其ノ下位分類（第四條第二項）ニ對スル年粗賃貨料ノ算定又ハ評定ガ通常困難ナラザルトキハ、地方稅務局々長ハ、其ノ區域内ニ於ケル此ノ分類又ハ下位分類ノ土地ヲ年粗賃貨料ノ倍加ヲ以テ評價スルコトヲ得。
- (3) 査定期日ニ建築ノ狀態ニアル土地ハ、査定期日マデニ建築ノタメニ生ジタル費用ヲ加へ土地

ノ一般價值ヲ以テ之ヲ評價ス。斯ル土地ノ上ニ既ニ移轉シ得ル建物アルトキハ、其ノ移轉シ得ル建物ヲ含メテノ土地評價ニ對シテハ第一項又ハ第二項ヲ適用ス。此ノ價值ニ尙ホ建築中ノ建物又ハ建物ノ部分（例ヘバ増築）ノタメニ査定期日マデニ生ジタル費用ヲ加算ス。

(4) 第一項又ハ第二項第二句ノ場合ニ、例外的ニ土地ニ對スル粗賃貸料ノ算定又ハ評定ガ困難ナルトキハ、其ノ土地ハ之ヲ一般價值ヲ以テ評價ス。

III、年粗賃貸料ニヨル評價ノタメノ特別規定

第三條 年粗賃貸料

(1) 本規定ニ年粗賃貸料トハ、賃借人ガ契約上又ハ法律上ノ規定ニ基キ、土地ノ利用ニ對シ、査定期日ノ狀態ニヨリ、一ヶ年換算シテ納付スル全代價（第二項ニヨリ考慮スベキ額ヲ差引キタル本來ノ賃貸料、賦課及ビ其ノ他ノ給付）ヲ謂フ。賃貸契約ガ査定期日後間モナク終了スル場合ニモ之ヲ適用ス。

(2) 共同暖房及ビ溫水供給ノタメノ燃料費（運搬費ヲ含ム）、昇降機ノタメノ本來ノ運轉費（電力費、メーター料、昇降機ノ検査費）、用敷地利用ニ關セズトモ賃貸契約ニ基キ敷地利用ニ從屬シ合ニモ之ヲ適用ス。

テ付與スル賃貸人ノ特別ノ從タル給付（水力、蒸氣力、壓搾空氣等）ニ對スル報酬、敷地利用ニ關スルトモ單ニ個々ノ賃借人ノタメノ從タル給付（板硝子保險等）ニ對スル報酬ハ年粗賃貸料ニ屬セザルモノトス。之ニ對スル金額ヲ賃貸料ニ含ムトキハ之ヲ分離ス。

(3) 賃貸人ガ賃借人ニ對シ承諾シタル建物負債償却稅ノ輕減ノタメ與フベキ賃貸料ノ引下額ハ之ヲ顧慮セザルモノトス。此ノ場合賃貸料ハ之ヲ引下ゲザル額ヲ以テ評價ス。

(4) 自第一項至第三項ヨリ算出スル額ノ代リニ

1、自ラ利用スルカ、利用セザルカ、臨時ノ利用ノタメカ又ハ無代價ニテ委託シタル土地又ハ土地ノ部分、

2、所有權者ガ賃貸人ニ個人的（特ニ親屬的）又ハ經濟的關係ヲ顧慮シテカ又ハ雇傭關係ヲ顧慮シテ通常ノ賃貸料ヨリ二〇%以上相違スル代價ニテ委託シタル土地又ハ土地ノ部分ニ對シテハ年粗賃貸料トシテ通常賃貸料（第二項ニヨリ顧慮スベキ額ヲ控除シタル本來ノ賃貸料、負擔金及び其ノ他ノ總ベテノ給付）ヲ適用ス。

通常ノ賃貸料ハ、同ジ又ハ類似ノ種類又ハ狀態ノ敷地ニ對シ普通協定セラル、年粗賃貸料ニ

做ヒテ之ヲ評定ス。

第四條 區域及分類形成

- (1) 年粗賃貸料ノ倍加ヲ以テ評價スル（第二條第一項及び第二項第二句）タメニ、州稅務局々長ハ、其ノ地區ヲ各區域ニ區分スルコトヲ得。各區域ハ、地域的ニ限界セラレタル地區（例ヘバ比較的大ナル都市ニ於テハ一定ノ區ノ如キ）又ハ土地市場ニ於ケル事情ガ略々同様ナル多數ノ地域的ニ限界セラレタル地區ヲモ含ムベキモノトス。
- (2) 區域分類（第一項）ト別ニ、州稅務局々長ハ主要分類（第一條）ヲ下位分類ニ分割スルコトヲ得。下位分類ヲ形成スペキカ及び如何ナル下位分類ヲ形成スペキカハ、土地市場ニ於ケル事情ヲ標準トス。
- (3) 個々ノ土地分類ニ對シ各種ノ區域ヲ形成スルコトヲ得。

第五條 正規ノ評價

- (1) 州稅務局々長ハ各區域ノ土地分類（主要分類及び下位分類）ニ對シ土地市場ニ於ケル事情ニ從ヒ、土地ノ年粗賃貸料（第三條）ヲ倍加スペキ數ヲ定ム。倍數ハ小數ヲモ含ムコトヲ得。

(2) 自治體地租ノ州法ノ規定ニヨリ質借人ニ賦課シ得ル州ニ於テハ、其ノ區域ガ多數ノ自治體ニ跨リ、自治體地租ノ額ガ著シク相違スル區域ニ於ケル倍數（第一項）ハ、自治體地租額ヲ州稅務局々長が定メタル自治體ニノミ之ヲ適用ス。其ノ額ハ限界率ニヨリ之ヲ示ス。自治體地租ガ此ノ限界率ト相違スル自治體ニ對シテハ、州稅務局々長ハ、自治體地租ノ相違スル程度ヨリミテ倍數（第一項）ヲ如何ナル程度ニ減ズルカ又ハ増スカヲ定ム。

第六條 評價格ノ輕減又ハ增加

- (1) 年粗賃貸料ノ倍加ヨリ算出スル土地ノ價值ハ、倍數（第五條）ノ決定ニ際シテ基本トスル其ノ區域及ビ土地分類ノ事情ト著シク相違スル實際事情ガ存スルトキハ、之ヲ輕減又ハ增加ス。斯ル事情ハ第二項ヲ留保シ次ノモノトス。

建築上ノ狀態、建物ノ年數又ハ設備、土地ノ地位。

建築ノ種類（例ヘバ重厚ナル（石造）建築ガ通常ナル所ニ於ケル木骨煉瓦ノ建築又ハ其ノ反對、比較的大ナル明地ヲ普通有セザル所ニ於テ斯ル明地ヲ有スル如キ）。被害ノ危險（例ヘバ礦山ニ、煤煙ニ、水ニ又ハ震動ノ害）、建物負債償却稅ノ負擔。

建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令（正文）

(2) 州稅務局々長ハ、地方的事情ヨリ切ニ必要ナルトキハ、倍數決定ニ際シテ基本トスル其ノ區域及ビ土地分類ノ事情ト著シク相違スル場合ニ評價格輕減又ハ評價格增加ヲ正當ナラシムル其ノ他ノ事情ヲ定ムコトヲ得。

(3) 輕減又ハ増加ノ程度ハ、其ノ土地ノ賣却ニ際シテ土地市場ノ狀況ニヨリ特別事情ニ歸スル意義ニヨリ判定ス。輕減又ハ増加ハ價值（年粗質貸料ノ倍加）ノ百分之三〇ヲ超ユルヲ得ズ。同時ニ價值減少事情ト價值增加事情ト存スルトキハ、最高率ハ最初平均數ニ之ヲ適用ス。州稅務局々長ハ個々ノ特別事情（第一項第二句及ビ第二項）ニ對シ、輕減又ハ増加ノ程度ヲ定ムコトヲ得。

(4) 既ニ年粗質貸料又ハ其ノ倍數ニ於テ其ノ區域及ビ分類ニ對シ例外的事情ガ表現サレテキルトキハ、輕減又ハ増加ハ之ヲ中止ス。

第七條 再　　查　　定

(1) 再査定ハ、年粗質貸料ノ倍加ヲ以テ評價スル土地ニ對シテモ之ヲ認ム。

(2) 州稅務局々長ハ、區域ニ及ビ分類形成（第四條）及ビ倍數（第五條）ヲ、再査定及ビ追加査

定期日ニ於ケル土地市場ノ狀況ニ合致セシムル權限ヲ有ス。

IV、共　通　規　定

第八條 州稅務局ノ規定

自第二條第七條ニ基ク州稅務局々長ノ規定ハ命令トシテ之ヲ聯邦内閣報ニ公告ス。

第九條 最　　低　　價　　值

建築物アル又ハ建築中ノ土地ニ對シテ評定スペキ價值ハ、土地ヲ建物ナキ土地トシテ評價スペキ一般價值ヨリ少ナルベカラズ（聯邦評價法第五十二條第二項）。

第十條 公的關係ニヨル輕減評價

(1) 其ノ土地ノ維持ガ藝術、歴史又ハ科學ニ對シテ有スル意義ノタメニ公的關係ニアル土地ハ、ソレガ利用セラレ居ラザルトキハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之四〇ヲ以テ之ヲ評價ス。斯ル土地ガ利用セラレ居ルトキ、其ノ土地ノ建築維持費ガ利用ノ利益ヲ常ニ著シク超ユルトキハソレ自身標準トスル價值ノ百分之五〇ヲ以テ之ヲ評價ス。

(2) 之等ノ土地ヲ其ノ事情ニ應ジタル範圍ニ於テ研究又ハ國民教化ノ目的ニ有用ナラシメ居ルト建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令（正文）

キハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之二〇ヲ以テ之ヲ評價ス。其ノ建物内ニ於テ藝術的、歴史的又ハ科學的意義ヲ有スル對象ヲ第一句ニ舉ガタル如ク有用ナラシメ居ル土地ニ對シテモ之ヲ適用ス。代價ニ對シテ（例ヘバ入場料支拂ニ對シテ）入場セシムル土地ハ、代價ノ收入ガ維持及ビ管理ノ年費用ヲ常ニ超過セザルトキニノミ之ヲ有用ナラシメ居ルモノトス。

(3) 所有權者自身が直接ニ一般國民ノ福祉ノ目的ノタメ利用スペク入場セシメ、ソレノ維持ガ公的利害ニ關スルトキハ、ソレ自身標準トスル價值ノ百分之二〇ヲ以テ之ヲ評價ス。第二項第三句ハソレニ應ジテ之ヲ適用ス。所有權者ニアラズシテ賃借人ガ一般入場ヲ許シ居ル土地ニ對シテハ、土地ノ用ヒラル、目的ヨリミテ賃借料ガ特ニ低ク、年賃借料ガ年維持費ヲ常ニ超過セザルトキ第一句ヲ適用ス。

(4) 自第一項至第三項ニヨル評價ニ對スル條件ガ土地ノ一部ニ對シテノミ存スルトキハ、此ノ部分ノミヲ自第一項至第三項ニヨリ、他ノ部分ハソレ自身據ルベキ規定ニヨリ之ヲ評價ス。

第十一條 建物負債償却税ノ償却

一九三一年十二月八日ノ大統領令第二部第一章第二條及び第三條ニヨル建物負債償却税ヲ一回ノ

額ヲ支拂ヒテ全部又ハ一部償却シタル土地ノ評價ニ際シテハ、償却セザルモノトシテ査定日ニ存在スベキ建物負債償却税ノ負擔ヲ假定ス。

第十二條 公示及通告義務

- (1) 薦位價值ノ本査定ノタメ、稅務局及ビ其ノ他單位價值評價ノ準備ニ携ハル官廳ハ、既ニ一九三五年一月一日前ニ於テ、其ノ土地所有ニ對スル評價基準ニ關スル報告ヲ土地所有權者ニ請求スルコトヲ得。
- (2) 所有權者ハ、評價ノタメ一九三五年一月一日ノ狀態ヲ標準トスル點ニ於テ、一九三五年一月一日マデニ生ズル評價基準ニ於ケル（例ヘバ、年粗質貨料、分割賣却又ハ買ヒ増シニヨル土地ノ廣狹、土地ノ所有權ニ於ケル）變更ヲ、其ノ土地所有ノ存在スル稅務局ニ遲滯ナク報告スペキモノトス。
- (3) 第一項及び第二項ニヨル申告ハ、之ヲ聯邦公課法ニ於ケル納稅者申告トス。
- (4) 土地ノ所有權者及ビ其ノ權利先有者ハ、土地評價ノ權限ヲ有スル稅務局ノ要求ニ應ジ、購買價格調査ノタメ必要ナル總ベテノ報告ヲ爲スペキモノトス。申告ニ際シテハ、報告ハ最善ノ知建築物アル土地ノ評價ニ關スル命令（正文）

ト良心トニヨリテナシタルコトヲ保證スペキモノトス（聯邦公課法第一六六條第三項）。

第十三條 適用範圍

- (1) 以上ノ規定ハ一九三五年一月一日ノ始メ又ハ其ノ後ノ期日ノ狀態ニヨル本査定ニ之ヲ適用ス。ソレハ尙ホ一九三六年一月一日ノ始メ又ハ其ノ後ノ期日ノ狀態ニヨリ爲スペキ再査定及ビ追加査定ニ之ヲ適用ス。
- (2) 第十二條ハ、一九三四年十二月一日ヨリ効力ヲ發生ス。

第七章 土地評價法（正文）

目的

一九三四年十月十六日 —

第一條 租稅ノ公正ナル分配、土地利用ノ計畫的形成及ビ貸付基礎ノ改善ノタメ聯邦領土内ニ於ケル耕地ニ對シテ土地評價ヲ行フ。

地質及ビ生産力ノ調査

第二條 土地評價ハ左ノ事項ヲ包括ス。

- (1) 地質ノ正確ナル調査（地質調査）。地質調査ハ圖ヲ以テ之ヲ記録ス、
(2) 生産力ノ調査。

生産力ノ調査ニ際シテハ生産ノ自然的條件（地質、地形及ビ氣象）ニ基ク生産ノ差異ノミヲ考慮スルモノトス。

土地評價法（正文）

生産ノ經濟的條件（特定ノ經營ヘノ評價土地ノ所屬、經營ノ交通上及ビ販賣上ノ事情）ニ基ク
生産力ノ差異ハ生産力ノ調査ニ際シテハ之ヲ考慮セズ。之ハ聯邦評價法ノ規定ニ從フ各種經營
ノ單位價值ノ調査ニ際シテ之ヲ考慮ス。

指揮

第三條 聯邦大藏大臣ハ土地評價ヲ指揮ス。聯邦大藏大臣ハマタ土地評價ヲ今後耕地以外ノ土地
ニ及ボスベキカ否カヲ決定ス。

標準地

第四條 (1) 土地評價ノ均一性ヲ確保スルタメ全聯邦領土ニワタリ選拔シタル土地ヲ標準地トシ
テ評價ス。
(2) 標準地評價ノ結果ハ聯邦大藏大臣之ヲ公告ス。該結果ハ公告ニヨリ法律的拘束力ヲ有スル
ニ至ルモノトス。
(3) 標準地ハ土地評價ノ主要ナル基礎ヲ形成ス。

聯邦評價顧問會

第五條 (1) 聯邦大藏大臣ハ補助及ビ諮詢機關トシテ、聯邦食料ニ農林大臣ノ同意ヲ得テ聯邦評
價顧問會ヲ召集ス。聯邦評價顧問會ノ指導者ハ聯邦大藏大臣トス。

(2) 聯邦評價顧問會ハ聯邦領土ノアラユル部分ニ於イテ選拔シタル土地ヲ標準地（第四條）ト
シテ評價ス。

州評價顧問會

第六條 (1) 州稅務局々長ハ補助及ビ諮詢機關トシテ、當該州農民指導者ノ同意ヲ得テ州評價顧
問會ヲ召集ス。州評價顧問會ノ指導者ハ州稅務局々長トス。

(2) 州評價顧問會ハ必要ニ應ジテ管轄區域ニ於テ更ニ選拔シタル土地ヲ標準地（第四條）トシ
テ法律的拘束力ヲ有スル聯邦評價顧問會（第五條）ノ評價結果ニ緊密ニ依據シテ評價ス。

評價委員會

第七條 (1) 州稅務局々長ハ當該州農民指導者ノ同意ヲ得テ各稅務局區域ニ對シテ一ヶ若シクハ
數ヶノ評價委員會ヲ召集ス。評價委員會ノ指導者ハ稅務局々長トス。稅務局々長ハ州稅務局
々長ノ指示ニ從フ。

土地評價法（正文）

(2) 評價委員會ハ標準地トシテ選抜セラレザル土地ヲ法律的拘束力ヲ有スル標準地評價ノ結果ニ緊密ニ依據シテ評價ス。

決 定

第八條 (1) 聯邦評價顧問會（第五條）ノ決定ハ聯邦評價顧問會指導者ガ顧問會ニ於ケル審議ノ後之ヲ行フ。

(2) 州評價顧問會（第六條及ビ第十條）ノ決定ハ單純多數決ニヨリ之ヲ行フ。州評價顧問會指導者ハ採決ニ加ハルモノトス。贊否同數ノトキハ州評價顧問會指導者之ヲ決ス。

(3) 評價委員會（第七條）ノ決定ハ指導者ガ委員會ニ於ケル審議ノ後之ヲ行フ。

公 告

第九條 總ベテノ土地ニツキ調査シタル評價結果ハ之ヲ公告ス。

訴 願 手 續

第十條 法律的拘束力ヲ有セザル評價結果ニ對シテハ當該土地所有者ハ聯邦租稅條例ノ規定ニ從ヒ訴願スルコトヲ得。訴願ニ對シテハ州評價顧問會（第六條及ビ第八條第二項）之ヲ決定ス。

訴願決定ニ對シテハ上訴スルコトヲ得ズ。

評價結果ノ確認

第十一條 法律的効力ヲ有スル評價結果ハ之ヲ土地臺帳ニ記録ス。ソノ際標準地ハソノ旨特記スベシ。

再 評 價

第十二條 (1) 土地評價終了後個々ノ土地ノ生産條件ヲ著シク變化セシムル事情、例ヘバ作物種類（利用種類）ノ變化、排水、灌溉、堤防構築等、生ジタルトキハ當該土地ハ之ヲ再評價ス。
(2) 訴願手續ニツイテハ第十條ヲ適用ス。法律的効力ヲ有スル再評價ノ結果ハ之ヲ土地臺帳ニ記録ス。

(3) 市町村長、土地ノ所有者及び用益權所有者ハ第一項ニ舉ゲタル變化ヲ申告スル義務ヲ有ス。

土地評價ノ定期再検査

第十四條 (1) 土地臺帳ノ作成及ビ繼續ヲ行フベキ官署並ビニ之ガタメ必要ナル測量事務ヲ行フ
官署ハ本法ニ規定シタル事務ヲ全力ヲアゲテ促進スル義務ヲ有ス。

土地評價法(正文)

獨逸財產稅論

一五六

(2) 特ニ土地評價ノ準備トシテ臺帳ノ圖ハ、作物種類ノ變化ニツキ繼續セラレザルトキニハ、
補足的測量ニヨリ之ヲ完全ナラシメ、以テ實狀ト一致セシムベシ。

土地ノ上ニ於ケル職務執行

第十五條 土地ノ所有者及び用益權所有者ハ本法施行ノタメノ現地事務ヲ委任シタル者ニ對シテ
ハ何時タリトイヘドモ土地ニ立入り、土地評價ノタメ必要ト看做ス手段、例ヘバ土地ノ掘リ返
シ、ヲ許スペシ。コレニ對シテハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ。

命令及ビ行政規則

第十六條 聯邦大藏大臣ニハ本法ノ施行及ビ補足ノタメ命令及ビ一般的行政規則ヲ公布スル權限
ヲ賦與ス。測量官署ニ對シ必要ナル規則ハ聯邦内務大臣、聯邦大藏大臣ト共ニ之ヲ公布ス。

獨逸財產稅論（終）

昭和十年十一月十一日初版印刷
昭和十年十一月十五日初版發行

獨逸財產稅論
〔非賣品〕

著作者　國政研究會　茂中村　右代表者

發行者　株式嚴松堂書店　東京市神田區神保町二丁目二番地



印刷者　白井赫太郎　右代表者　波多野重太郎

發兌元

神保町二丁目

嚴松堂書店

電話九段(33)　四一三五番四一三六番
振替口座　東京六五六番

書行刊店書堂松巖

穂積重威著	法	律	小	話	送定價
瀧川政次郎著	法	律	史	話	送定價
住田正一著	海	事	叢	談	送定價
牧野菊之助著	回		顧		送定價
勝本正晃著	法律より見たる日		本	文	學
嶺田丘造著	稅	界	閑	話	送定價
巖松堂編輯部編	訂高	等試驗	問題	集	送定價
野村信孝著	法制	經濟	大意		
金森徳次郎著	法	學	通	論	送定價
野村信孝著	法	學	通	論	送定價
天野徳也著	新法	學	通	論	送定價
中村進午著	法	學	通	論	送定價
柳川昌勝著	法	學	原	論	送定價
學					
送定價	二、二八〇	送定價	三、二五〇	送定價	二、五〇

書行刊店書堂松巖								
遊佐慶夫著	古巴ビロニア法の研究	送定價三二〇						
山口喬藏譯	ソパウ英米法の精神	送定價三二〇						
都富佃著	英國憲法概要	送定價二二〇						
田中和夫著	英國憲法綱要	送定價二二〇						
久保久著	獨逸憲法約原論	送定價二二〇						
岩野稔著	獨逸憲法原論	送定價二二〇						
淺井清著	獨逸憲法原論	送定價二二〇						
山田準次郎著	獨逸新憲法に表はれたる社會的思想	送定價一〇〇						
古川武勇譯	獨逸民法(第一編)	送定價一〇〇						
古川武勇譯	獨逸民法(第二編)	送定價一〇〇						
田和一夫譯	正改露西亞社會主義聯邦ソ連憲法	送定價五六〇						
廣岡光治譯	露西亞刑法(正文)	送定價七〇						
廣岡光治譯	露西亞刑法(正文)	送定價七〇						
今泉孝太郎著	法律學概論	送定價二二〇						

書行刊店書堂松巖								
水田義雄編	日本法令年表	送定價一七〇						
長場正利譯	サウイニイ法典論議	送定價一三〇						
住田正一著	日本海法史	送定價四二〇						
住田正一著	海上運送史	送定價四二〇						
住田正一著	海事史料叢書(全廿卷)	送定價三〇〇〇〇						
入江俊郎著	ゆーすぶれとりうむ之研究	送定價二八〇						
戸倉廣著	羅馬法制史概論	送定價三二〇						
久保久著	獨逸憲法約原論	送定價二一〇						
岩野稔著	獨逸憲法原論	送定價二一〇						
淺井清著	獨逸憲法原論	送定價二一〇						
山田準次郎著	獨逸新憲法に表はれたる社會的思想	送定價一〇〇						
峰村光郎著	法律學序說	送定價一七〇						
島田武夫譯	ブルーフ法律哲學概論	送定價二八〇						
和田小次郎譯	リング法法律目的論(上卷)	送定價一四〇						
和田小次郎譯	リング法法律目的論(下卷)	送定價一四〇						
今泉孝太郎著	法律學概論	送定價二二〇						

書行刊店書堂松嚴									
胡麻本萬一譯 露西亞民事訴訟法(正文) 定價 六〇									
金森德次郎著 改訂正版 帝國憲法要綱	三〇〇	送定價	三〇〇	送料價	二二〇	送定價	二二〇	送料價	二〇〇
淺井清著 憲法大綱	一八〇	送定價	一八〇	送料價	一四〇	送定價	一四〇	送料價	一三〇
野村信孝著 法學的國家論(憲法學序說)	二〇〇	送定價	二〇〇	送料價	一八〇	送定價	一八〇	送料價	一六〇
副島義一著 日本帝國憲法要論	一四〇	送定價	一四〇	送料價	一一〇	送定價	一一〇	送料價	九〇
中野登美雄譯 ハンス國家原理提要論	一三〇	送定價	一三〇	送料價	一一〇	送定價	一一〇	送料價	九〇
松木重敏著 憲法真義	二〇〇	送定價	二〇〇	送料價	一八〇	送定價	一八〇	送料價	一六〇
松本重敏著 忠君	一八〇	送定價	一八〇	送料價	一六〇	送定價	一六〇	送料價	一四〇
金井正夫編 新舊選舉關係法令並樣式	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇	送定價	三〇	送料價	二〇
島村他三郎著 改訂行政法要論(各論)	二二〇	送定價	二二〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	八〇
野村信孝著 行政法大綱	二〇〇	送定價	二〇〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	八〇
島村他三郎著 改訂行政法要論(總論)	一四〇	送定價	一四〇	送料價	七〇	送定價	七〇	送料價	六〇
田川大吉郎著 作らるべき東京	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇	送定價	三〇	送料價	二〇
西田卯八著 地方自治の改造	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇
石原市三郎著 特別都市計畫法解説	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇
石原市三郎著 土地區劃整理處分解說	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇
田川大吉郎著 作らるべき東京	五〇	送定價	五〇	送料價	三〇	送定價	三〇	送料價	二〇
柴田義彦編 思想取締法規判例學說總攬	三二〇	送定價	三二〇	送料價	一五〇	送定價	一五〇	送料價	一〇〇
柴田義彦編 思想取締法規判例學說總攬	三二〇	送定價	三二〇	送料價	一五〇	送定價	一五〇	送料價	一〇〇
河原忠男著 化學的危險物通解	一五〇	送定價	一五〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	七〇
稻川山孝一著 解註醫事關係法令要覽	三〇〇	送定價	三〇〇	送料價	一五〇	送定價	一五〇	送料價	一〇〇
國政研究會編 獨逸財產稅論	一四〇	送定價	一四〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	七〇
樺村專一著 著作權法概論	一四〇	送定價	一四〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	七〇
樺尾松治著 新聞學概論	一四〇	送定價	一四〇	送料價	一〇〇	送定價	一〇〇	送料價	七〇

書行刊店書堂

福杜吉次著	大日本神名辭書
伊達光美著	本宗教制度史料類聚考
檜崎敏雄著	現代道路論
喜安健次郎著	運送行政
小林一郎著	電話加入権に關する學說
中村喜元編	訂鑄業法令集
小笠公韶著	商業組合概說
中村喜元編	鑄業法例集
久禮田益喜著	日本刑法總論
久禮田益喜著	新客觀主義の刑法理論
草野豹一郎著	刑事判例研究(第一卷)
草野豹一郎著	刑事判例研究(第二卷)近刊
小泉英一著	墮胎罪研究

書行刊店書堂

安平政吉著	團體主義の刑法理論
牧野菊之助編	豐島博士追悼論文及遺稿集
齊藤金作譯	刑法論
江家義男譯	刑法改善勞働法
淺野研真譯	ソヴィト刑法
大石兵太郎著	群衆心理學
杉江董著	犯罪心理學
安東禾村著	世界探偵錄
林頼三郎著	新刑事訴訟法大意
久保久著	刑事訴訟法要綱
久保久著	新刑事訴訟法大意
久保久著	新刑事訴訟法要綱
久保久著	新刑事訴訟法要綱
勝水淳行著	犯罪社會學
大石兵太郎著	群衆心理學
安東禾村著	犯罪精神病概論

書行刊店書堂松巖

書刊店松堂		明治立憲思想史に於ける 英國議會制度の影響		送付價三、二〇	
淺井清著	占部百太郎著	國際思想發達史	文化史觀	定價三、二〇	定價三、一四〇
内田繁隆著	中島九郎著	最近國際思想史	對米日支	定價五、五〇	定價三、二〇
植田捷雄著	芦田均著	移民政問題の解剖	定價一、五〇	定價三、一〇	定價三、一〇
植田捷雄著	君府海峡通航制度史論	史論	定價五、〇〇	定價三、一〇	定價二、一〇
植田捷雄著	支那外交史論	序說	定價二、二〇	定價一、一〇	定價一、一〇
植田捷雄著	支那外交史論	史論	定價二、二〇	定價一、一〇	定價一、一〇
中華民國滿洲帝國治外法權關係條約集	近東洋外交史	史論	定價一、一〇	定價一、一〇	定價一、一〇
巖松堂編輯部編	支那租界論	序說	定價一、一〇	定價一、一〇	定價一、一〇
中華民國滿洲帝國治外法權關係條約集	支那租界論	序說	定價一、一〇	定價一、一〇	定價一、一〇

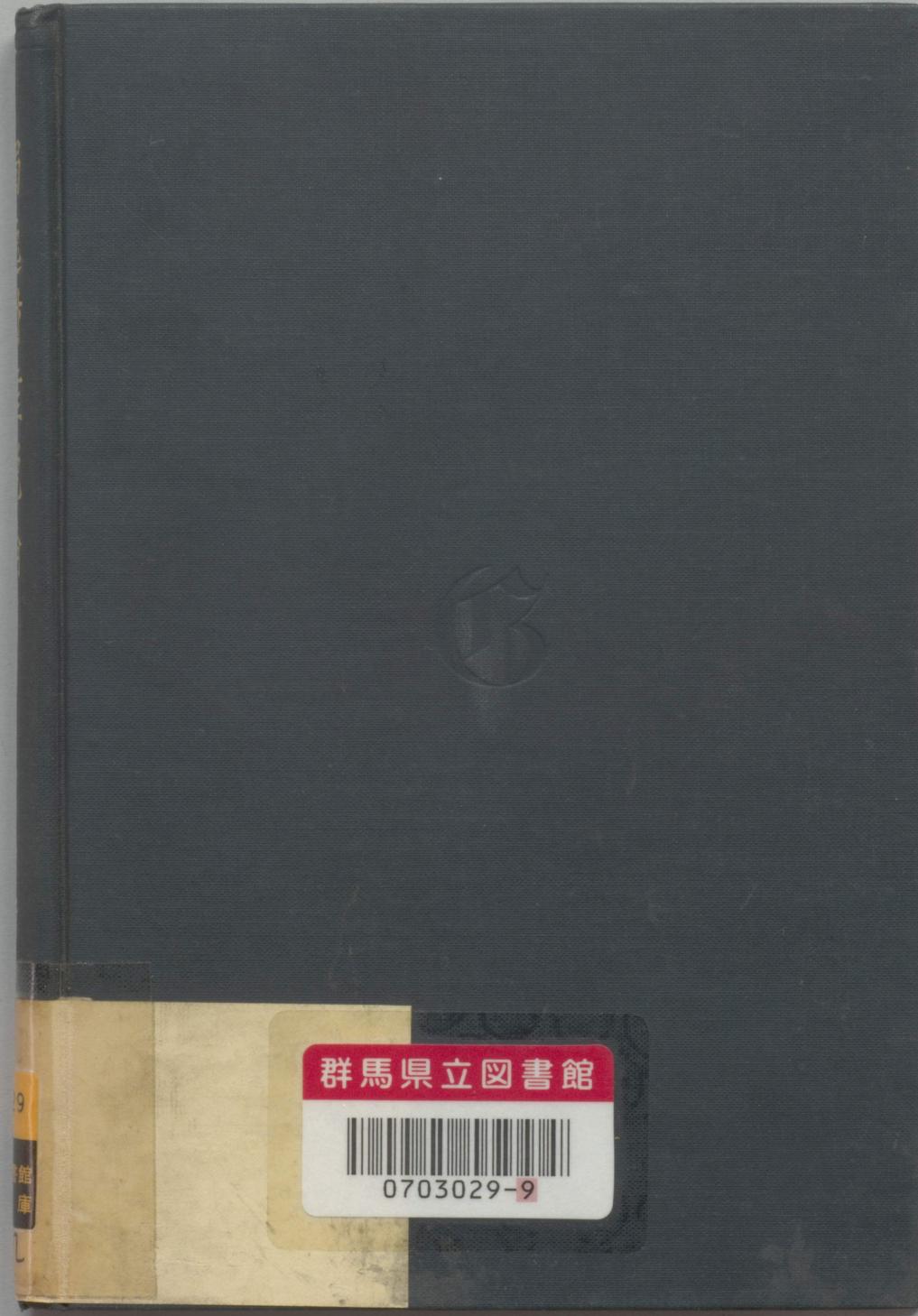
書行刊店書堂松巖

清水孝藏著	訂刑事訴訟法理論	送定價四二〇
板倉松太郎著	刑事訴訟法大綱	送定價二、二八〇
赤羽潔著	新刑事訴訟法註釋	送定價七、三〇
黒瀬善治著	實用刑事訴訟法	送定價四二〇
桜田忠美著	日本刑事訴訟法論(上卷)	送定價三、三〇
桜田忠美著	日本刑事訴訟法論(下卷)	送定價四、三〇
岩野稔著	陪審と證據法	送定價二、二〇
富山單治著	軍法會議法論	送定價三、一〇
稻田周之助著	政治心理論	送定價一、一〇
田所輝明著	政治運動教程	送定價一、五〇
麻生久著	無產政黨の理論と實際	送定價五〇

書行刊店松堂

澤田謙著	國際聯盟新論
蠟山政道著	國際政治と國際行政
國際聯盟事務局編	聯盟政治の現勢
中村進午著	國際公法論綱(增訂版)
天野徳也著	國際法學(上卷)
天野徳也著	國際法學(中卷)
松原一雄著	國際法概論
田岡良一著	國際法學大綱(上卷)
田岡良一著	國際法學大綱(下卷)
佐藤醇造著	グローチャスの生涯
泉哲著	國際法問題研究
板倉卓造著	近國際法史論





群馬県立図書館



0703029-9